

# 令和2年度 議会活性化計画書

(附 令和元年度 議会活性化計画 最終評価書)

(令和 元年度 ~ 2年度版)

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して



(令和元年9月3日計画策定)  
令和2年5月1日実績評価  
令和2年●月●日計画策定

芽室町議会

## 目次

1. R2 芽室町議会活性化計画主要事業 .....	2
2. 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針 .....	3
3. R2 芽室町議会実行計画書 .....	5
(1) 政策課題 .....	5
(2) 活性化策 .....	7
4. R1 芽室町議会基本条例の実践評価 .....	21
5. 芽室町議会基本条例（令和元年度活動分）議員自己評価（R1-R2版） .....	69
6. R1 芽室町議会活性化計画主要事業取組評価 .....	111
7. R1 芽室町議会実行計画評価 .....	113
(1) 政策課題 .....	113
(2) 活性化策 .....	120

## 1. R2 芽室町議会活性化計画主要事業

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 主要4項目

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条)  
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加の機会づくり)  
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))  
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる機会を設けます。
- 3 議員間討議 (自由討議) の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条)  
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。
- 4 外部評価手法を確立する (議会基本条例 第24条)  
→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります

## 2. 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針

芽室町議会は、議会基本条例に沿って課題等を分析し、議員間討議を行い、次のとおり、基本理念及び基本方針を定め、議会改革と活性化を進めます。

### 【1】 芽室町議会の運営の基本理念

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

### 【2】 芽室町議会の6つの基本方針

芽室町議会は、基本理念を実現するため、次の6点を基本方針とします。

#### 1 開かれた議会

町民のまちづくりへの関心度を高めるとともに、町民への説明責任を果たすために、より一層の積極的な情報公開を行い、町民に分かりやすく、町民が参加しやすく、開かれた議会運営の実現を目指します。

#### 2 公平・公正、透明な議会運営

町民の信頼と期待に答えていくため、議会が町民の代表機関であることを常に自覚し、自由かつ達な議論を行い、公平・公正を基本とした民主的で透明性の高い議会運営を目指します。

### 3 適切な行政の監視と評価

適正な行政運営の確保のために、議決すべき事業の拡大を行うなど、行政への監視及び評価の機能の充実・強化を目指します。

### 4 町民本位の政策立案と提言

提出された議案の審議または審査を行うほか、町民の視点から議員が十分な議論を行い、議会としての合意形成を図ることにより、積極的に議員及び委員会の提案による条例制定、政策提案及び政策提言等に取り組み、立法機能の充実・強化を目指します。

### 5 議会力、議員力の強化

議事機関として広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させるとともに、議員個々の資質を高め、議会権能の強化と活性化に取り組み、議会力及び議員力の強化を目指します。

### 6 継続的な議会改革の推進

町民に信頼されるために不断の努力と研鑽を行い、継続かつ持続的に議会改革に取り組みます。

### 3. R2 芽室町議会実行計画書

#### (1) 政策課題

##### (i) 総務経済常任委員会

###### ①町内における労働力不足の状況と対策

- ・本町では、高齢者増加の一方で若年層減による労働力不足が予想される。現状と今後の支援の在り方や具体的支援に関する R1 年度調査研究を踏まえ、労働力不足解消には多様な政策が必要であることから、町がすでに取り組んでいる政策を労働力確保の視点から整理するとともにプロジェクトの創設を提案する。

##### (ii) 厚生文教常任委員会

###### ①地域の特色を生かしたコミュニティスクール

- ・令和元年度に構築した地域との連携体制を基礎に、新たな社会課題、新型コロナウイルス感染防止策をとりながらの状況下におけるコミスク事業推進には I C T の活用などこれまでの概念にとらわれない多様な可能性を探る。

## 進捗工程表

達成時期：R2年9月

所管委員会：総務経済常任委員会

施策（事業）名：町内における労働力不足の状況と対策

### 【現状】

- 農業だけでなく、製造業、飲食業、福祉関係においても人材不足である。
- 今後さらに労働力不足が懸念される。

### 【目指す姿(目標)】

- 少子高齢化の進展があっても町内労働力不足を招かない

### 【課題・政策】

- 農業、製造業、町内事業者の現状把握
- 労働力不足解消につながる政策の洗い出し
- 政策の現状と課題の整理（R2）
- 労働力確保の視点からプロジェクトの創設（R2）

### [取組内容]

- ・本町では、高齢者が増加する一方で若年層が減少し、労働力不足による影響が予想される。労働力不足に対してどのような対応をしているのか、町内の現状を探り、今後の支援の在り方や具体的支援を調査研究する。
- ・[R2]労働力不足解消には多様な政策が必要である。町がすでに取り組んでいる政策を労働力確保の視点から整理するとともにプロジェクトの創設を提案する。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握		←→ 関係者との勉強会							
調査		← → 町の関係事業調査							
課題抽出			←→ まとめ案作成、政策討論会						
政策提言				9月					

## 進捗工程表

達成時期：未定

所管委員会：厚生文教常任委員会

施策（事業）名：地域の特色を生かしたコミュニティスクール

### 【現状】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止策のため学校の休業が今後も断続的に続く可能性がある
- 「新しい生活様式」での社会生活が推奨されるなかでのコミスク事業推進には課題が多い。

### 【目指す姿(目標)】

- 地域全体で子どもを育む体制の構築
- 新型コロナウイルス感染拡大防止策を図らざるを得ない状況下においても学校と地域との連携体制を構築する

### 【課題・政策】

- 「コミュニティスクール」に関わる、関係者（学校・地域・保護者・行政）が十分な共通認識に立ち、地域の教育力を活かした学校づくりとともに、地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進
- 新たな社会課題の状況下においても（新型コロナウイルス感染防止策）これまでの概念にとられない多様な手法を用いた事業実施の推進

### [取組内容]

- ・今年度の状況調査と新たに生じた課題の把握
- ・芽室町ジモト大学事業についての調査を行いCS推進との関連性等について確認する
- ・全国的に同様の現状下のもと、先進事例や必要に応じた専門知見の活用等を図りながら多様な手法を調査していく

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握	← 委員会調査	→	→ 委員会調査	→					
先進地調査		10月 先進事例調査							

## (2) 活性化策

### ①議会運営の基本理念・基本方針とR2活性化事項

「2. 芽室町議会の運営の基本理念と基本方針」における6つの基本方針を踏まえ、次のとおり具体的な取り組みを行います。

#### 1 開かれた議会

##### (1) 町民に分かりやすい議会

###### (ア) 議会からの情報発信

**議会基本条例関係条項等：第9条2**

通年議会制を導入し、本会議及び委員会並びに協議会等の原則公開はもとより、インターネットによる委員会中継の拡大を図るとともに、ICT化に取り組み、議会ホームページの充実に努めるなど情報発信を進めます。

###### (イ) 議決結果と賛否の公表

**議会基本条例関係条項等：第3条④**

議員としての議案等に対する賛否の重要性や説明責任を再認識し、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を議会ホームページ及び議会だよりで公表します。

##### (2) 町民が参加する議会

**議会基本条例関係条項等：第8条5**

###### (ア) 議会報告と町民との意見交換会の開催

町民に対する説明責任を果たすため、地域に出向き、定例会の審議内容や委員会活動など、議会の活動状況を町民に対して報告、説明するとともに、議会報告と町民との意見交換会を開催し、政策形成サイクルの起点とします。

###### (イ) 団体との意見交換会の開催

**議会基本条例関係条項等：第4条②**

議会として町民目線に沿った意思決定を行うことができるようにするため、団体との意見交換会を開催します。

###### (ウ) 公聴会制度の活用

**議会基本条例関係条項等：第8条3**

委員会において、広く議員以外の意見を聴き、適正な判断や決定、政策の立案を行うことができるようにするなど、委員会での

審査をより充実するため公聴会制度の活用を検討します。

(エ) 常任委員会での参考人制度の充実・強化 **議会基本条例関係条項等:第8条4**  
常任委員会の審査において、充実したものとするため、参考人制度の充実・強化に努めます。

(オ) 附属機関の設置 **議会基本条例関係条項等:第20条**  
町民5人による議会改革諮問会議を設置します。

(カ) 議会モニターの設置 **議会基本条例関係条項等:第24条5**  
継続的に議会改革を推進するため、議会モニターを設置し、意見交換会等を行います。

## 2 公平・公正、透明な議会運営

### (1) 公平・公正な議会運営

(ア) 審議会等委員への就任辞退（実施済） **議会基本条例関係条項等:第11条5**  
町長の諮問機関である各種審議会等への議員就任は、二代表制の根本理念に反し不相当であることから、法令の定めによるものなどを除き辞退します。

(イ) 公平・公正な委員等の選任  
特別委員会等の委員選任については、全議員が公平・公正に選任されるような選任方法を検討します。

### (2) 議会運営の透明化

(ア) 正・副議長選挙の立候補制導入 **議会基本条例関係条項等:第19条**  
正・副議長選挙における決定までのプロセスを公開し、町民に分かりやすくするため、候補者の所信表明を含めた立候補制を導入します。

(イ) 委員会・審議会等の資料開示 **議会基本条例関係条項等:第4条①**  
議会ホームページ上に、委員会開催情報の周知や審議結果を掲載します。

### 3 適切な行政の監視と評価

#### (1) 適正な行政運営と緊張関係の確保

##### (ア) 政策提案の説明開示

**議会基本条例関係条項等:第 12 条**

議会審議での論点の明確化を図るため、執行機関等の政策等に関し、議会基本条例第 12 条に定めた 7 項目について積極的に調査します。

##### (イ) 反問権・反論権の付与

**議会基本条例関係条項等:第 11 条6・7**

一般質問や議案質疑等において、論点の明確化や議論を深めるため、町長等に対して反問権と反論権を認めます。

##### (ウ) 全員協議会と常任委員会のあり方の明確化

**議会基本条例関係条項等:第 27 条1**

全員協議会及び常任委員会での会議ルールを徹底し、その取り扱いを明確にします。

#### (2) 監視機能の充実・強化

##### (ア) 文書質問制度の導入・運用

**議会基本条例関係条項等:第 15 条**

通年議会の休会中に文書質問制度を導入・運用します。

##### (イ) 議決事項の拡大

**議会基本条例関係条項等:第 14 条**

各法律に基づいて策定する計画等について、策定時において議会の意見を反映させるため、地方自治法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事項の範囲の拡大を図ります。

##### (ウ) 通年議会制度の実施

**議会基本条例関係条項等:第 26 条**

会期を基本的に 1 年 1 回 (5 月～4 月) とする通年議会制度を導入します。

### 4 町民本位の政策立案と提言

(1) 政策形成サイクルの確立

(ア) 議員間の自由討議による合意形成

**議会基本条例関係条項等:第3条③・第16条**

議会が「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより議論を尽くし、議会として共通認識を高めます。

(イ) 政策討論会の実施

**議会基本条例関係条項等:第17条**

全員協議会で、議員間討議による合意形成を実践する場として、特定のテーマについて議員間で自由に討議を行い、政策提案につなげます。

(ウ) 専門的知見の活用

**議会基本条例関係条項等:第8条3**

地方自治法第100条の2の規定に基づき、必要があるときは専門的事項にかかる調査について、学識経験を有する者等に依頼するなど議会の審議に反映させます。また、包括的連協定を提携している北海道大学公共政策大学院などの協力を得ます。

(2) 立法機能の充実・強化

(ア) 議員・委員会による条例提案の推進

**議会基本条例関係条項等:第16条5**

議会の立法機能の充実を図るため、議員及び委員会による条例提案の推進に取り組みます。

5 議会力、議員力の強化

(1) 議会機能の強化

(ア) 議員研修会の充実

**議会基本条例関係条項等:第6条2**

議会として、議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るため、議員研修計画を策定し、研修の充実強化を図ります。

(イ) 議会費の確保

**議会基本条例関係条項等:第18条**

適正な議会活動を行うため、必要最低限の予算を確保します。

(2) 議員の資質向上

**議会基本条例関係条項等:第29条3**

(ア) 政務活動費の適正な執行と公開

政策立案・提言や調査、研究のための政務活動費の導入を検討します。

(イ) 議会図書室の充実と有効活用

**議会基本条例関係条項等:第 23 条**

地方自治法第 100 条第 18 項の規定により、議員の調査研究に資するため、官報・公報・刊行物を保管するとともに、議員の政策形成及び立案能力向上のため、図書室の整備・充実に努めます。

(ウ) 議員の政治倫理の確立

**議会基本条例関係条項等:第 7 条**

議員は、町民の代表者であることを自覚するとともに、その負託に応えるため、政治倫理条例を厳守します。

## 6 継続的な議会改革の推進

(1) 議会のあり方調査研究

(ア) 議会モニターの設置 (再掲)

**議会基本条例関係条項等:第 24 条5**

継続的に議会改革を推進していくため、議会モニターを設置し、意見交換会等を行います。

(イ) 議会の制度検討

**議会基本条例関係条項等:第 24 条4**

地方議会に関わる地方自治法の改正等に伴い、議会として改正を踏まえた上で、地方議会制度のあるべき姿について検討します。

(ウ) 議会改革諮問会議 (附属機関) の設置等 (再掲) **議会基本条例関係条項等:第 20 条**

町民 5 人による議会改革諮問会議を設置するとともに、必要に応じ専門的知見や公聴会制度の活用等により、議員定数、議員報酬のあり方等、課題解決に向けた検討を行います。さらに広く町民の意見を聴取するなど、公正性と透明性の確保に努めます。

(2) 事務局体制の充実・強化

(ア) 事務局によるサポート体制の強化

**議会基本条例関係条項等:第 22 条**

議会の補助・補佐機関として、議会事務局の調査、法務・財務機能の研修機会の創出などに努めるとともに、議会運営のサポート体制を強化します。

A=おおむね達成した  
 B=達成しているが改善余地あり  
 C=達成していない  
 D=取り組んでいない

## ②改善・新規活性化7事項

項 目		内 容	達成時期
■前年度からの継続事項	R1 結果		
1. 議会図書室機能の整備	C	①新庁舎供用後の図書室運用に向け、電子図書の位置づけ、文書・図書の管理ルール等を規定した「(仮)議会図書室管理要領」を策定する。 ②電子図書室データの管理ルールを検討する。	R2年10月
2. 町民意見の協議経過の明確化	C	・R2年度に実施する住民評価(アンケート)結果から、住民参加ツールの課題を抽出し、ツールごとの改善案を検討する。 ・検討した改善案の試行と次年度の住民参加ツールのあり方検討に繋げる。	R3年 3月
3. 情報提供と説明の充実	C	・住民アンケート結果をもとに、具体的な情報提供手法・手段の検討を行う。	R3年 3月
4. ICTの継続的な活用	B	・議員及び議会モニターアンケートによる現行HPの改善点を抽出・整理。 ・CMS移行ページ確定、費用の算定。 ・実行計画から予算措置。	R3年12月
5. 議会モニター制度の機能拡充	B	・R1年度のモニター会議結果及び無作為抽出による公募状況から、改善内容の振り返り(検証)を行う。 ・R1年度検証結果から、R2・R3年度モニター制度のあり方を再検討する。(イレギュラー対応含む)	R3年 3月
6. 町民との意見交換会の改善	C	・R2年度に実施する住民評価(アンケート)結果から、町民との意見交換の課題を抽出し、改善点を検討する。 ・これまでの意見交換以外の新たな手法の検討を行う。	R3年 3月
7. 外部評価手法の確立	B	・アンケート方式の住民評価の実施・集約・分析から議会活動へ反映 ・「議会基本条例に基づく議会活動について」の客観的評価手法を検討し、令和3年度での試行に繋げる。	R4年 3月

## 進捗工程表

達成時期：R2年10月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策 1. 議会図書室機能の整備

### 【現状】

- 議会図書室の規定がない
- 電子図書室のデータ管理規定がない

### 【目指す姿(目標)】

- 利用しやすい議会図書室となる
- 限りあるクラウド容量を効果的に活用する

### 【課題・政策】

- 管理（購入・導入、貸出、廃棄等）の明確化
- 町の「電子文書管理規定」の整備方向と連動した管理ルールの整備

### [取組内容]

- ①新庁舎供用後の図書室運用に向け、電子図書の位置づけ、文書・図書の管理ルール等を規定した「(仮)議会図書室管理要領」を策定する。
- ②電子図書室データの管理ルールを検討する。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
他事例研究			←→						
案策定・協議			←→						
管理規定整備				10月					

## 進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策2. 町民意見の協議経過の明確化

### 【現状】

○結論（結果）に至るまでの経過・理由が分からない。

### 【目指す姿（目標）】

●町民自らの意見が、どのように協議されているのか知ることができる。

### 【課題・政策】

➤ いつの意見が、いつ議会で協議・調査されているか、住民参加ツールごとに経過を明確にする。

### [取組内容]

- ・意見交換等で出された意見等、議会内での協議経過から政策形に至る過程を「見える化」する手法を検討・試行する。
- ・[R2] R2年度に実施する住民評価（アンケート）結果から、住民参加ツールの課題を抽出し、ツールごとの改善案を検討する。
- ・[R2] 検討した改善案の試行と次年度の住民参加ツールのあり方検討に繋げる。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
議会だよりの「追跡！一般質問」の継続	→								
「明確化」手法の検討	→								
住民評価からの課題抽出			→						
課題検討とツールの改善			→						

## 進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策3. 情報提供と説明の充実

### 【現状】

- 町の予算のサイクル等が町民に分かりづらい
- 議会活動に対する町民の認識度が低い

### 【目指す姿(目標)】

- 町民の視野を広げより深い議論ができる
- 議会の基本を知ってもらい、議会と交流できる

### 【課題・政策】

- 議会活動・情報をよりの確・効果的に町民へ提供するための手法・手段の工夫・改善

### 【取組内容】

- ①「7. 外部評価手法の確立」と連動し、評価を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
  - ②「6. 住民との意見交換会の改善」と連動し、多様な住民参加の促進を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
- ・ [R2] 住民アンケート結果をもとに、具体的な情報提供手法・手段の検討を行う。

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
外部評価手法の検討	→								
住民との意見交換会の改善検討	→								
効果的な情報提供手法・手段の検討	→		→						

## 進捗工程表

達成時期：R3 年 12 月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策 4. ICT の継続的な活用

### 【現状】

- ページ更新の一部を外部に作業委託
- 特定のアプリによる議会中継視聴
- 中継動画単独での視聴

### 【目指す姿(目標)】

- 情報の検索性・即時性が高く必要な情報が入手しやすいHP
- 審議内容が分かりやすいHP

### 【課題・政策】

- 完全CMS化により更新の即時性を向上する
- 議会中継・HP運用システムを更新し動画と議案を同時に視聴できるようにする

### [取組内容]

- ・ 議会ホームページ強化に向けた検討を行う。
- ・ [R2] 議員及び議会モニターアンケートによる現行HPの改善点を抽出・整理。
- ・ [R2] CMS移行ページ確定、費用の算定。
- ・ [R2] 実行計画から予算措置。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現行のHPの課題整理	→								
HPの改善方向の整理	→								
改善点抽出・整理			→						
新HP移行ページ確定、費用算定・実行計画策定・予算措置			→	→					
移行準備・移行作業					→ 移行				

## 進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R2 活性化策5. 議会モニター制度の機能拡充

### 【現状】

- モニター候補者の固定化
- モニター意見の議会内での議論経過が見えない

### 【目指す姿(目標)】

- 町民の議会に対する理解が広がる
- モニター自身がより課題意識を持って主体的・積極的に会議に参加する

### 【課題・政策】

- 潜在的な関心層を掘り起こす
- 会議に主体的に臨めるような手法の改善

### 【取組内容】

- ①モニター公募方法の改善（無作為抽出など）を検討し、試行する。
- ②モニター会議の開催手法（テーマ設定、ファシリテータの設置等）の改善を検討する。
  - ・[R2]R1年度のモニター会議結果及び無作為抽出による公募状況から、改善内容の振り返り（検証）を行う。
  - ・[R2]R1年度検証結果から、R2・R3年度モニター制度のあり方を再検討する。（イレギュラー対応含む）

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
無作為抽出を含むモニター選考のあり方を検討	→								
モニター会議のテーマ設定・会議手法の検討	→								
R1実施結果の検証（会議・無作為抽出）			→						
R2会議運営の改善検討			→						

## 進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策6. 町民との意見交換会の改善

### 【現状】

- 意見交換を通じて、町民の真の課題を引き出せていない。
- 意見交換グループ内の情報共有ができていない

### 【目指す姿(目標)】

- 町民意見の背景・理由を掘り起こす対話ができる。

### 【課題・政策】

- 会議のメンバー、テーマ等に適した会議形式を採用し実施する
- 会議進行手法の改善する

### [取組内容]

- ・ 真の情報共有化を進め住民参加を促進することを目的として、これまで実施してきた住民参加手法の検証と新たな手法の検討を行う。  
(※7. 外部評価手法の確立と連動し、住民評価の結果を参考として実施する。)
- ・ **[R2]** R2年度に実施する住民評価（アンケート）結果から、町民との意見交換の課題を抽出し、改善点を検討する。
- ・ **[R2]** これまでの意見交換以外の新たな手法の検討を行う。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民参加ツールの実施にあたっての課題検討	→								
住民参加ツールの課題改善手法の検討	→								
住民評価からの課題抽出			→						
既存意見交換の改善検討				→					
新たな手法の検討				→					

## 進捗工程表

達成時期：R4年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策7. 外部評価手法の確立

### 【現状】

○議会活動評価が議員自己評価にとどまってお  
り適正かつ公正な評価となっているのか

### 【目指す姿(目標)】

●議会基本条例の基本理念に則った議会活動  
を継続する

### 【課題・政策】

➤ 客観的（第三者）評価手法を確立する

### [取組内容]

- ・住民から見える「議会活動の評価」手法を確立し、今年度の議会活動実績評価からの試行を目指す。
- ・[R2] アンケート方式の住民評価の実施・集約・分析から議会活動へ反映
- ・[R2] 「議会基本条例に基づく議会活動について」の客観的評価手法を検討し、令和3年度での試行に繋げる。
- ・[R3] 新たな評価手法の検証と必要に応じて仕組みの見直しを実施する。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民評価手法の検討	→								
評価（アンケート）実施・集計・分析			→						
議会基本条例に基づく議会活動の評価手法の検討			→						
新たな評価の試行・実施と仕組みの検証・見直し					→ 試行	→ 検証			

## 4. R1 茅室町議会基本条例の実践評価

### (大項目 前文 第1章)

中項目	検討項目	実現方策等	
		H30 計画等	これまでの経緯と評価
前文	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30 活性化計画策定と実行・評価</li> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 活性化計画策定と実行・評価を行った。</li> <li>・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。</li> </ul>
第1条 (目的)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニターアンケート実施の検討</li> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 アンケート実施は未検討に終わった。</li> <li>・ H26 総合計画アンケートに便乗調査。</li> <li>・ H26.10 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> </ul>
第2条 (基本理念)	総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート実施の検討</li> <li>・ 議会基本条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.10～H27.2 意見交換会 13 会場でアンケート調査を実施。</li> <li>・ H27.2 H26 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H27.3 H27 活性化計画の策定。</li> <li>・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞（対象：議会活性化計画・議員研修計画）</li> <li>・ H27.5 2014 年度議会改革度調査全国 1 位</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞（対象：議会政策形成サイクル・追跡調査システム構築等）</li> <li>・ H28.4 H27 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H28.5 H28 活性化計画の策定。</li> <li>・ H28.6 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> <li>・ H28.6 2015 年度議会改革度調査全国 1 位</li> </ul>

<p>第2条 (基本理念)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート</li> <li>・ H29.3 H28 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H29.4 H29 活性化計画の策定。</li> <li>・ H29.6 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> <li>・ H29.6 2016 年度議会改革度調査全国 1 位</li> <li>・ H29.9.29 マニフェスト大賞成果賞ノミネート</li> <li>・ H30.3 H29 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H30.4 H30 活性化計画の策定。</li> <li>・ H30.6 議会モニターにアンケート調査を実施。</li> <li>・ H30.6 2017 年度議会改革度調査全国 1 位</li> <li>・ H30.10.2 マニフェスト大賞成果賞ノミネート</li> <li>・ H31.2 H30 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ R1.9.3 R1 活性化計画の策定。</li> <li>・ R1.6 2018 年度議会改革度調査全国 1 位。</li> <li>・ R2.3 R1 議会基本条例の自己評価を実施。</li> </ul>
-----------------------	--	--	--

(大項目 第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理)

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>会議の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会ホームページの充実・SNSの活用</li> <li>・ アクセシビリティの導入(3年目)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H13.10 インターネットによる議会生中継・録画の実施(地域インターネット導入事業)。</li> <li>・ H20.9 地方自治法の一部改正により議員協議会を正式な位置づけとする(芽室町議会会議規則改正)。</li> <li>・ H22.11.12 確認。委員会全面公開(秘密会除く)の明確化。(H12.3 条例改正)。</li> <li>・ H24.2.9 議員協議会・委員会インターネット中継導入決定。</li> <li>・ H24.8.1 本会議場で委員会の中継試行開始。</li> <li>・ H24.3 確認。議員協議会への議件のあり方を整理)。</li> <li>・ H24.2.3 議運、H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運最終決定。議員協議会のインターネット中継導入についても積極的に検討することを決定。</li> <li>・ H24.4.1 慣例となっていた議員協議会の議件「次年度各会計予算(案)説明」を H24 から取り止める(今後の議員協議会の議件のあり方について整理を確認)。</li> <li>・ H25.4.1 名称を全員協議会に改める。</li> <li>・ H24.12 会議規則を廃止し会議条例を制定(H25.4.1 施行)。</li> <li>・ 会議運用例から会議運用規則へ(H25.4.1 施行)。</li> <li>・ H25.5.28 議会公式フェイスブックを開設。</li> <li>・ H25.8.1 委員会のインターネット中継を実施。</li> <li>・ H25.12 第1委員会室のマイク交換。</li> <li>・ H26.3.31 HP リニューアル(スマホ・タブレット対応化)。</li> <li>・ H26.3.31 議会ホームページの一部 CMS 化。</li> </ul>
--------------------------	--------------	--	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>会議の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会ホームページの充実</li> <li>・ SNS の活用</li> <li>・ アクセシビリティの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158 件。</li> <li>・ H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129) 委員会 278 人(H24/247) 全員協議会 27 人(H24/57)。</li> <li>・ H26 傍聴者数 299 人、本会議 108、委員会 169 人、全員協議会 22 人。</li> <li>・ H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308 件。</li> <li>・ H27 傍聴者数 429 人、本会議 197 人 (H26/108)、委員会 218 人、全員協議会 14 人。</li> <li>・ H27.7 本会議場中継システム (配信機器・音声機器等) の整備点検</li> <li>・ H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983 件。</li> <li>・ H28.5 本会議場中継システム (カメラ・音声連動型) の更新。</li> <li>・ H28 傍聴者数 398 人、本会議 117 人 (H27/197)、委員会 258 人、全員協議会 23 人。</li> <li>・ H28 インターネット中継・録画アクセス件数 24,123 件。</li> <li>・ H28.6 本会議場中継システム カメラ・マイク連動に更新</li> <li>・ H28 HP のアクセシビリティの改善。</li> <li>・ H29 傍聴者数 333 人、本会議 114 人 (H28/117)、委員会 201 人、全員協議会 18 人。</li> <li>・ H29 インターネット中継・録画アクセス件数 9,305 件。</li> <li>・ H29 HP のアクセシビリティの改善。</li> <li>・ H30 傍聴者数 312 人、本会議 117 人 (H29/114)、委員会</li> </ul>
--------------------------	--------------	---	---

第3条 (議会の活動原則)			<p>183人、全員協議会12人。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30インターネット中継・録画アクセス件数11,848件。</li> <li>・H30HPのアクセシビリティの改善。</li> <li>・R1傍聴者数259人、本会議130人(H30/117)、委員会119人、全員協議会10人。</li> <li>・R1インターネット中継・録画アクセス件数12,392件。</li> </ul>
	自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議手法の実施・研究</li> <li>・各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.11.29庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・H26.4.24不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・H24自由討議実績27回(本会議0回 総務7回 厚生7回 経済13回)。</li> <li>・H25自由討議実績11回(本会議0回 総務7回 厚生7回 経済13回)。</li> <li>・H26.7～各委員会でミーティングを導入。</li> <li>・H28.9.5芽室町役場庁舎建設基本計画に関する協議結果報告書を委員長から町長へ手交。</li> <li>・H28.12.21災害時対応に関する申入書を議長から町長へ手交。</li> <li>・H30.2.7第4期芽室町総合計画の検証結果報告を両常任委員長から町長へ手交。</li> <li>・R1自由討議実績12回(本会議0回 総務経済2回 厚生文教9回、合同委員会1回)。</li> <li>・R2.1.23政策提言書を手交(厚生文教委1件)</li> <li>・R2.3.17政策提言書を手交(総務経済委1件)</li> </ul>

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>町民に対する議決説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会広報・HP への掲載</li> <li>・ 報告会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.5 から議会だよりにより表決一覧表を掲載。</li> <li>・ H25 議会だより及び HP に掲載。</li> <li>・ H25、H26、H27、H28、H29、H30 議会だよりを通じて伝えた（報告会は未開催）。</li> </ul>
	<p>委員会の活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の議案提案の検討</li> <li>・ 政策形成サイクルの実行</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H11 委員会記録業務担当の明確化（副委員長から事務局へ）。</li> <li>・ H19.4.1 地方自治法の一部改正（H18. 6.7 制定）により委員会の議案提出権が認められる。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H24.11 議会研修会（会議進行能力）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H24.12 委員会条例を廃止し議会基本条例に吸収。</li> <li>・ H25 委員会の議案提案の実績なし。</li> <li>・ H25.2 議会研修会（会議進行能力）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP 掲載。</li> <li>・ H25.8 議会研修会（討議手法）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H26.7 各常任委員会でミーティングを導入。</li> <li>・ H26 政策形成サイクル抽出数</li> <li>・ H26.12 一般質問追跡調査システム導入。</li> <li>・ H27.3 本会議で 6 項目を決議、賛成多数で可決。</li> <li>・ H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 4、厚生文教委 4)</li> <li>・ H27.12.24、H28.2.4 芽室町農村地域保育所再整備計画(案)に対する提言書</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会一致可決。</li> <li>・ H28 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 3、厚生文教委 5）</li> <li>・ H29.1.11 議会研修会（討議手法）を開催（岡山洋一講師）</li> <li>・ H29 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 2、厚生文教委 6）</li> <li>・ H29.8.9 議会研修会（議論の集約）を開催（岡山洋一講師）</li> <li>・ H30.3.29 議会研修会（議員間討議のスキルアップ）を開催（佐藤 淳 講師）</li> <li>・ H30 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 2、厚生文教委 6）</li> <li>・ H30 議論におけるグランドルールを設定（4項目）</li> <li>・ H30.12.14 議会研修会（議員間討議のスキルアップ）を開催（佐藤 淳 講師）</li> <li>・ R1 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 1、厚生文教委 2）</li> </ul>
<p>第3条 （議会の活動原則）</p>	<p>発言の明瞭化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な質疑の実施</li> <li>・ 議員会研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 諸報告に対する質疑を廃止。</li> <li>・ H26.8 議会研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）。</li> <li>・ H27.2 議会研修会（討議）を開催（岡山洋一講師）。</li> <li>・ H28.2 議会研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）。</li> <li>・ H28.11.21-22 議員研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）</li> <li>・ R1.9.4 議員研修会（一般質問）を開催（土山希美枝講師）</li> </ul>

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会による町民との意見交換会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な質疑の実施</li> <li>・委員会主催の町民及び団体との意見交換会（重要案件）</li> <li>・多様な世代との意見交換会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 積極的な質疑の実施。</li> <li>・H25.26 委員会による意見交換会の開催→実績なし</li> <li>・H25 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（厚生2回、経済3回開催）。</li> <li>・H26 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（経済委1回開催）。</li> <li>・H26 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催（参加者295人）。</li> <li>・H27 単位老人クラブ(11クラブ)と意見交換会を開催（参加者283人）。</li> <li>・H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催）。</li> <li>・H28 町内小中学校PTA(6PTA)と意見交換会を開催（参加者100人）。</li> <li>・H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催）。</li> <li>・H29 町内小中学校PTA(6PTA)と意見交換会を開催（参加者99人）。</li> <li>・H29 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施（総務経済委5回開催、厚生文教委1回開催）。</li> <li>・H29 議会モニター経験者との意見交換会の実施（議会運営委員会1回開催）。</li> <li>・H30 町内小中学校PTA(6PTA)と意見交換会を開催（参</li> </ul>
--------------------------	---------------------------	--	---

第3条 (議会の活動原則)			<p>加者 76 人)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施 (厚生文教委 1 回開催)。</li> <li>・ R1 町内小中学校 P T A (6 P T A) と意見交換会を開催 (参加者 68 人)。</li> <li>・ R1 委員会主催の町民及び団体との意見交換会 (総務経済委 1 回、厚生文教委 2 回開催) ・ 勉強会 (総務経済委 2 回、厚生文教委 1 回開催) の実施。</li> </ul>
	資料の公開	・ 議会広報 ・ HP への掲載	・ H25.3.31 議会だより ・ HP への掲載。
	委員長のリーダーシップの発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正 ・ 副委員長会議の必須化</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23 議会運営委員会で正 ・ 副会議を定例化。</li> <li>・ H25.5 正 ・ 副委員長会議の必須化 → 委員会によって未徹底。</li> <li>・ H25.5 委員長報告書の決裁の徹底 (押印)。</li> <li>・ H26.7 ~ 各委員会でミーティングを導入。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由討議手法の実施 ・ 研究</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.7 ~ 各委員会でミーティングを導入。</li> <li>・ H29.3 ホワイトボードを導入しミーティングで活用。</li> </ul>
	会議(記)録の作成	・ 事務局の会議録処理能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H11 委員会記録業務担当の明確化 (副委員長から事務局 b へ)。</li> <li>・ H12 録音機器活用の定着 (録音機器 2 セット購入)。</li> <li>・ H22.11.26 議運。議運での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果、今期中に結論を出すこととなる。</li> </ul>

第3条  
(議会の活動原則)

<p>会議(記)録の作成</p>	<p>・事務局の会議録処理能力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23 事務局にて議事録作成支援システムのデモストレーションを実施するも精度に難があり、H24 の予算化は見送り、継続調査する。</li> <li>・ H23 録音機器 1 台が故障し、修理不可能となったため対処が必要となる。</li> <li>・ H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始 (H24.1.24 議員協議会、H24.2.15 議運決定、5~8 回議運で準備試行)。</li> <li>・ H25.5.1 委員長報告書の作成・決裁を徹底。</li> <li>・ H25.5.1 HP 上に会議録検索システムを導入。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP アップ開始。</li> <li>・ H24.1.30 慣例となっていた「所管に関する発言(質疑)の自粛」について、議員協議会 (H24.1.24) で問題提起され自由討議を行い、議運で協議の結果、改めて申し合わせる。</li> <li>・ H28.5.12 クラウドシステムとタブレット端末導入により会議録をクラウドに登録。</li> <li>・ H28.12 会議録作成支援システムの更新(無償)。事務局使用の全 PC で利用可能となる。</li> </ul>
<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「所管に関する発言(質疑)」については、委員会開催後に状況変化や進展することがあり、質疑できるものとする。しかし、あくまでも状況変化や進展があったものに限定するものである。</li> <li>・ H24.2.9 議員協議会、議運最終決定 H24.2.15。一般質問</li> </ul>

第3条  
(議会の活動原則)

<p>委員会での発言</p>	<p>・ ルールの徹底・順守</p>	<p>についても、「委員会設置条例」の主旨により、大綱的・政策的な内容に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.12 議運決定。申し合わせ事項の「所管に関する発言(質疑)の自粛」について、議員協議会(H25.1.11)で再提起され議運(H25.4.12)で最終協議の結果、次のとおり改める。</li> <li>・ 会議における所管に関する発言(質疑):「所管に関する発言(質疑)」については、次のとおり限定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①状況変化や進展が認められる内容。</li> <li>②大綱的・政策的な内容(総合計画上の政策・施策レベル)であり、かつ執行機関の長に質すべき内容。</li> <li>③議長が許可する内容</li> </ul> </li> <li>・ 定例会における所管に関する発言(一般質問の通告内容等)</li> <li>・ 「所管に関する発言(一般質問)」については、委員会が条例により設置されている主旨を踏まえ、次の通り限定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大綱的・政策的な内容(総合計画上の政策・施策レベル)</li> <li>②議長が許可する内容                 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 「申し合わせ」字句を削除の上、H25 議会活性化計画書に掲載する。</li> <li>2 議会運営委員会決定事項のため、議員は順守しなければならない。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ H25.4.3 議運決定。「大綱的・政策的な内容に限定」の解</li> </ul>
----------------	--------------------	--

<p>第3条 (議会の活動原則)</p>	<p>委員会での発言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルールの徹底・順守</li> </ul>	<p>積・定義について、総合計画で位置づけるところの政策、施策レベルの論議が基本からとする。本会議での所管委員会に属する質疑の内容は、二元代表制の政治領域から、「執行機関の長」の所信を問う水準であることは当然とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.8 会議中の不穏当発言（ヤジ等）の禁止徹底周知。</li> <li>・ H28.1 「議員倫理の確立」を目的に、議員アンケートを実施し全員協議会で協議。</li> <li>・ H28.1 一般質問通告ルールについて、議長見解を示す。</li> </ul>
	<p>積極的な事務調査の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地事務調査の実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> <li>・ 各常任委員会ミーティングの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 総務（岩見沢・千歳）、経済（美瑛・滝川・富良野）、議運（白老・福島）。</li> <li>・ H25 総務委（栗山・長沼）、経済委川・標茶）、厚生委富良野・当別）、議運委津若松・飯田）庁舎特委（幕別・北広島）。</li> <li>・ H26 総務委（札幌・北大院）、経済委（石狩市・北大院）、厚生委（北広島市・芦別市）、議運委（流山市・逗子市）。</li> <li>・ H27 総務経済委（下川町）、厚生文教委（砂川市・奈井江町）、議運委（大津市・飯綱町）。</li> <li>・ H28 議運委（氷見市、可兒市）、厚生文教委（知内町、伊達市）</li> <li>・ H29 総務経済委（矢吹町、泉崎村）</li> <li>・ H30 総務経済委（天塩町、中頓別町、東神楽町）</li> <li>・ R1 厚生文教委（赤平市、奈井江町、三笠市）</li> </ul>

第4条（委員会及び委員長の活動原則）	常任委員会構成の検討	・ 全員協議会での決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。総務、厚生、経済の3常任委員会とする。</li> <li>・ H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置、調査を行う。</li> <li>・ H22.1.25 決定委員会数を減らすことにより、1委員会当たりの調査事項等が増えることが懸念されることから、現行の3常任委員会とする。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H25 検討開始。</li> <li>・ H26.6.23 議会改革諮問会議が2常任委員会案を答申。</li> <li>・ H26.6.23 議運委が2常任委員会案を答申。</li> <li>・ H26.12.24 2常任委員会（総務経済・厚生文教）を議決。</li> <li>・ H27.5.9 2常任委員会制。</li> </ul>
	委員の就任制限	・ 委員の就任の法的順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12 町長が委嘱する審議会等委員への就任範囲を民生委員推薦会委員・都市計画審議会委員・土地開発公社役員・議会議員等弔慰審査委員・名誉町民審査委員とする。</li> <li>・ H17.2.21 極力議員の就任を減らすことで決定（土地開発公社役員10人→8人、名誉町民審査委員0人）</li> <li>・ H20.10.27 土地開発公社役員辞職</li> <li>・ H21.2.27 土地開発公社解散</li> <li>・ H26.12.9 全員協議会で町審議会委員等報酬の重複受給について疑義の提起があり、H26.12.15 議運委において、調査・協議を行う。</li> <li>・ H27.3.25 全ての審議会委員（都市計画審議会委員・民生委</li> </ul>

第4条（委員会及び委員長の活動原則）			<p>員推薦会委員）の就任を辞退すること、芽室町議会議員等弔慰規程の廃止を決議。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.6 本会議で条例改正（都市計画審議会委員）可決。</li> </ul>
	委員会での発言（質疑）の回数制限の見直し	・質疑の活発化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.2.9 議員協議会、議運決定 H24.2.15。会議規則に基づく本会議での質疑回数（3回）を委員会で摘要してきた経緯があったが、委員会における質疑回数（3回）を制限ないものとし、徹底した調査活動を行うこととする。</li> </ul>
	正・副委員長会議の開催	・正・副委員長会議の必須化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会で正・副会議を定例化。</li> <li>・H25.5.1 正・副委員長会議の必須化。</li> </ul>
	予算・決算審査の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成サイクルの実施</li> <li>・実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 決算審査の方法を全議員による特別委員会方式へ（議長・監査委員を除く）。</li> <li>・H22.11.26 議運委での協議内容について、議員協議会で説明するが意見が割れてまとまらないことから、改めて議運で協議する。その協議の結果今期中に結論を出すこととなる。</li> <li>・H22.12.14 議運、H22.12.22 決定。議会運営委員会で改めて協議を行った結果、決算審査・予算審査に当たっては、従来どおりの質疑の確保を条件に審議を本会議で行う。</li> <li>・H23.9 定例会から本会議方式移行。</li> <li>・H23.9 定例会で決算書送付に問題があり、H24.3.定例会での予算書送付時の課題解決について、日程上で解決を図るよう決定。</li> <li>・H24.3.5~7、H24 当初予算案について 3 常任委員会学習会</li> </ul>

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成サイクルの実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<p>（任意）を復活。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25. 7.24-26 議運先進地事務調査（会津若松・飯田）を実施し導入に向けて始動。</li> <li>・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120人参加)。</li> <li>・ H25.9 決算審査特別委員会（H24分）を復活。</li> <li>・ H25.12 議事堂傍聴席の椅子を交換（町民要望）。</li> <li>・ H26.3 予算審査特別委員会を復活。</li> <li>・ H26.4.16 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。</li> <li>・ H26.4.24 政策形成サイクル概要を全員協議会で決定。町に申入れ。</li> <li>・ H26.9 決算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。</li> <li>・ H26.9 一般質問後、各常任委員会で追加調査を選択。</li> <li>・ H27.3 予算審査特別委員会で特別会計、事業会計から審査。</li> <li>・ H27.3.25 予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。</li> <li>・ H27.3.25 全員協議会で予算決算審査特別委員会の4年間設置を議運決定。特別会計・事業会計から審査決定。</li> <li>・ H27 政策形成サイクル抽出数（総務経済委4、厚生文教委4）。</li> <li>・ H28.2.15 消防団条例案を総務経済常任委員会提案、全会</li> </ul>
---------------------------	-------------------	---	---

<p>第4条（委員会及び委員長の活動原則）</p>	<p>予算・決算審査の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成サイクルの実施</li> <li>・ 実行計画、事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> </ul>	<p>一致可決。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 3、厚生文教委 5）。</li> <li>・ H29 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 2、厚生文教委 6）。</li> <li>・ H29 予算決算審査特別委員会の検証を実施。必要性を確認し今後も継続する。</li> <li>・ H30 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 2、厚生文教委 6）。</li> <li>・ <b>R1 政策形成サイクル抽出数（総務経済委 1、厚生文教委 2）</b></li> </ul>
<p>第5条 （議長及び議員の責務）</p>	<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連条例の自己評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4 議会基本条例の自己評価を初実施。</li> <li>・ H27.3 H26 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・ H27.7.24 臨時会議で会議条例中の議員出席時の欠席届関連を加える改正案を議決。</li> <li>・ H28.4 H27 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・ H29.3 H28 関連条例の自己評価実施。</li> <li>・ H30.1 関連条例の自己評価項目の見直しを実施。議会基本条例評価に一本化。</li> <li>・ H30.3 議会基本条例の自己評価実施。</li> <li>・ H31.2 議会基本条例の自己評価実施。</li> <li>・ <b>R1.3 議会基本条例の自己評価実施。</b></li> </ul>

<p>第6条 (議員研修の充実強化)</p>	<p>議員研修の充実</p>	<p>・ 研修計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.6 要綱決定。研修計画を決定、補正予算議決(48万円)。</li> <li>・ H25.4 研修計画策定。</li> <li>・ H26.5 研修計画策定。</li> <li>・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞。</li> <li>・ H27.3 研修計画策定。</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞受賞。</li> <li>・ H28.6 研修計画策定</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> <li>・ H29.5 研修計画策定</li> <li>・ H29.9.29 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> <li>・ H30.5 研修計画策定</li> <li>・ H30.10.2 マニフェスト大賞成果賞ノミネート</li> <li>・ <b>R1.6 研修計画策定</b></li> </ul>
<p>第7条 (議員の政治倫理)</p>	<p>議員の倫理</p>	<p>・ 政治倫理条例の自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25. 4 政治倫理条例の自己評価を初実施。</li> <li>・ H27.3 H26 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・ H28.4 H27 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・ H29.3 H28 政治倫理条例の自己評価実施。</li> <li>・ H30.3 評価項目の見直しにより、議会基本条例の評価に一本化。</li> </ul>
	<p>携帯電話の使用禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用禁止の徹底</li> <li>・ 情報端末(パソコン・タブレット等)の持込の再検討 (ICT 関連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12.9 議場、委員会室、傍聴席での携帯電話の使用を禁止(会議規則及び傍聴規則改正)。</li> <li>・ H22.11.12 決定。なお、議員については、各委員会において説明をし、携帯電話の扱いについての共通認識に立って、</li> </ul>

第7条 (議員の政治倫理)			<p>徹底を図る。また傍聴人については、その場面で注意をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.3 議会 ICT 計画で情報端末の持込を確認。</li> <li>・ H27.5 から第1委員会室にプロジェクター、スクリーンを導入。</li> <li>・ H28.5 タブレット端末を導入。議場・委員会室への持ち込み利用を開始。</li> </ul>
	クールビズの実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H20 試行。6～9月までの間の本会議・各常任委員会及び議員協議会においてノーネクタイ、ノージャケット実施。</li> <li>・ H22.11.12 議員協議会で協議。結論が出ず改めて議会運営委員会で協議し、6～9月に決定。</li> <li>・ H23.6～9 本格実施。</li> <li>・ R2.3 クールビズの期間拡張検討(軽装推奨月間に準じる)</li> </ul>
	パークゴルフの取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パークゴルフ大会の取扱いの明確化(公務整理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12 各種パークゴルフ大会等参加は私的扱い(非公務)。議員会事業へ移行。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> </ul>

(大項目 第3章 町民と議会との関係)

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会への町民参加の遂行</p>	<p>・ 議会への参加策の検討 研修・セミナー・フォーラムなどへの参加喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 研修会・セミナー・フォーラムへの参加喚起。</li> <li>・ H26.1.25 政策形成サイクルをテーマに議会フォーラムを開催(120人参加)。</li> <li>・ H26.11、H27.2,1 議会フォーラムを開催 (120人参加)。</li> <li>・ H26 議会報告と意見交換会を開催 (4人参加)</li> <li>・ H30.2 未来フォーラムⅢを開催。多様な年代のまちづくり参加を喚起 (73人参加)</li> <li>・ H31.2 未来フォーラムⅣを開催。多様な年代のまちづくり参加を喚起 (66人参加)</li> <li>・ R1.7 議員研修会への町民参加喚起 (2人参加)</li> </ul>
	<p>議会情報のPR</p>	<p>・ 議会だよりへの町民掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 確認。マスコミへの議会情報の積極的提供(委員会開催時、内容等)(H12から)。</li> <li>・ H24.6月号から議会まめ通信にモニター投稿文を掲載。</li> <li>・ H24.8月号から議会だよりに町民の声を掲載 (顔写真)。</li> <li>・ H26.5月号から議会だよりにモニター投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・ H26 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・ H27 議会だよりに町民の声及びモニター10人の投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・ H28 議会だよりに町民の声及びモニター19人の投稿文・顔</li> </ul>

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会情報のPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりへの町民掲載</li> </ul>	<p>写真を掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29 議会だよりにより町民の声及びモニター20人の投稿文・顔写真を掲載。</li> <li>・H30 議会だよりにより町民の声及びモニター20人の投稿文・顔写真を掲載</li> <li>・R1 議会だよりにより町民の声及びモニター19人の投稿文・顔写真を掲載</li> </ul>
	<p>参考人制度、公聴会制度、専門的知見制度の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.8 公聴会制度に関する研修会を開催（中尾修講師）</li> </ul>
	<p>提出者の招致（説明・質疑）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 厚生常任委員会で4人（2回）を招致。</li> <li>・H26 厚生常任委員会で4人（2回）を招致。</li> <li>・H27 総務経済・厚生文教常任委で7人（4回）を招致。</li> <li>・H28 総務経済・厚生文教常任委で7人（4回）を招致。</li> <li>・H29 総務経済・厚生文教常任委で8人（6回）を招致。</li> <li>・H30 総務経済・厚生文教常任委で9人（6回）を招致。</li> <li>・R1 総務経済・厚生文教常任委で2人（3回）を招致。（1回は自己都合により欠席のため趣旨説明文提出有り）</li> </ul>
	<p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催</li> <li>・議会政策形成サイクルの推進</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.11 実施。なお、初年度は1回とし、次年度以降は、複数回実施（芽室町自治基本条例第25条第1項及び第2項を受け、H20 議会運営委員会において調査し決定する）。</li> <li>・H22.6 か所で実施（市街地3か所、農村部3か所）。</li> <li>・H22.5.24 決定。実施方法は、正副議長及び議運委員長を除いた議員を3班に分けて行うものとする。なお、正副議長</li> </ul>

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催</li> <li>・議会政策形成サイクルの推進</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<p>及び議運の委員長は全ての班に同席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 開催場所を変更。政策フローをもとに協議を開始。</li> <li>・H24 議会報告会（町民との意見交換）の開催要項を定める。</li> <li>・H24.2.18 議会報告と町民との意見交換Ⅱを開催。</li> <li>・H25.10.11、H26.1.25 議会報告と町民との意見交換（市街地・農村地域7会場で開催）で各委員会の取組内容を報告。</li> <li>・H26.1.25 議会フォーラムを開催(120人参加)。</li> <li>・H26.11～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（295人参加）・H27.3.25 本会議で総括報告。</li> <li>・H27.8 ホットボイス回答を3週間以内に決定。</li> <li>・H27.10～H27.2 11の単位老人クラブと議会報告と意見交換会を開催（283人参加）・H28.6 本会議で総括報告。</li> <li>・H28.11～H28.12 6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（100人参加）・H29.6 本会議で総括報告。</li> <li>・H28.8～H29.2 高校生との意見交換会を開催（30人参加）</li> <li>・H29.11～H29.12 6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（99人参加）・H30.6 本会議で総括報告。</li> <li>・H29.12 高校生との意見交換会を開催（39人参加）</li> <li>・H30.10 白樺学園高校との包括連携協定締結</li> <li>・H30.11～H30.12 町内6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催（76人参加）</li> <li>・H30.12 高校生との意見交換会を開催（19人参加）</li> <li>・H31.2 包括連携協定に基づき高校社会科授業へ全議員がア</li> </ul>
-------------------------------	-----------------------	---	--

<p>第8条 (町民参加及び町民との連携)</p>	<p>議会報告と町民との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小単位での議会報告と町民との意見交換会の開催</li> <li>・議会政策形成サイクルの推進</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<p>ドバイザーとして参加 (129人参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H31.3 本会議で総括報告。</li> <li>・R1.11～R1.12 町内6の小中学校PTAと議会報告と意見交換会を開催 (68人参加)</li> <li>・R1.12 高校生との意見交換会を開催 (16人参加)</li> <li>・R2.2 包括連携協定に基づき高校社会科授業のフィールドワークで議会体験 (139人参加)</li> </ul>
	<p>団体との意見交換会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告と団体との意見交換会の実施</li> <li>・団体等との意見交換会の開催</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23 議会運営委員会において、新たに「各種団体との意見交換会」の実施について議員協議会で確認し協議を開始する。</li> <li>・H24 議会報告会(町民との意見交換)の開催要項を定める。</li> <li>・H24 「各種団体との意見交換会」のPRを行う。対応委員会は議長決定とする。</li> <li>・H24 議会報告と団体との意見交換会を8回実施(厚生3回、経済2回、総務3回実施)。</li> <li>・H25 議会報告と団体との意見交換会を5回実施(厚生2回、経済3回実施)。</li> <li>・H26 議会報告と団体との意見交換会を1回実施(経済1回実施)。</li> <li>・H27 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(総務経済委4回開催、厚生文教委3回開催)。</li> <li>・H28 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(総務経済委2回開催、厚生文教委1回開催)。</li> <li>・H29 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(総</li> </ul>

第8条 (町民参加及び町民との連携)	団体との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告と団体との意見交換会の実施</li> <li>・団体等との意見交換会の開催</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<p>務経済委5回開催、厚生文教委1回開催)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30 委員会主催の町民及び団体との意見交換会の実施(厚生文教委1回開催)。</li> <li>・R1 委員会主催の町民及び団体との意見交換会(総務経済委1回、厚生文教委2回開催)・勉強会(総務経済委2回、厚生文教委1回開催)の実施。</li> </ul>
	議長と町民との懇談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長と町民との懇談のPR</li> <li>・回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民と議長(副議長)との懇談(H13から毎月第1火曜の午後)。</li> <li>・H22.11.12 決定。町民と議長との懇談の機会を月1回から月2回(毎月1日と15日とする。土・日・祝祭日及び会議等に当たる場合は、翌日とする)とする)とする)。</li> <li>・H24.2.9 議員協議会、H24.2.15 議運決定。実績を踏まえ、事前申し出により程調整の上実施するよう改正。議会だより及びまめ通信で周知する。</li> <li>・H24.3 議長室開放事業を要綱化。</li> <li>・H24.4.1 事前申込制実施。</li> <li>・H25 1人(広報誌掲載なし)。</li> <li>・H27.1 小中学生のための議会見学会を開催(5人参加)</li> </ul>
第9条 (議会広報の充実)	まめ通信の進化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりの編集力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.11.12 確認。「めむろ町議会まめ通信」(A4版)発行(H12から発行)。</li> <li>・H24に編集方針を改正。情報量を増やすなど紙面を充実。</li> <li>・H24.5 編集体制・方針を改め議会まめ通信をリニューアルする。基本サイズをA3両面印刷。</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.4 リニューアル。A3版化改正。</li> <li>・H25.3月号で廃止しH25.4から議会だよりを通年発行。</li> </ul>
	<p>議会だよりの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりの編集力向上</li> <li>・ホットボイス回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H17.2 決定。現行どおり議会単独発行とし、議会だより及びまめ通信の内容の充実を検討し、町民に広く議会活動を周知する。</li> <li>・H22.12.22 決定。議会だより等の編集作業は、議会運営委員会が行っているが、議会の情報公開の観点から特別委員会を設けて編集にあたるのが本来望ましいと考える。しかし、早急に結論を出すことが難しいので、H23.5月号まで現状の方法で発行し、以後については、次期の議会運営委員会で検討する。</li> <li>・H22.12.22 広報広聴特別委員会設置について協議する。編集会議・編集(事務局)・発行責任分担を明確にする。</li> <li>・H24 議会だより・まめ通信を抜本的に見直し、より情報共有化を目指し発行する。</li> <li>・H24.11 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞(通年発行)。</li> <li>・H25.4 から議会だよりを通年発行。</li> <li>・H25.6.5 第33回北海道町村議会議長会コンクール入選。</li> <li>・H26.11 ホットボイス回答期限を決定(2週間以内)。</li> <li>・H26 ホットボイス回答件数16件。</li> <li>・H26 発行ページ数124ページ。</li> <li>・H27 発行ページ数124ページ。</li> <li>・H27 ホットボイス回答件数6件。</li> </ul>

第9条 (議会広報の充実)	議会だよりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会だよりの編集力向上</li> <li>・ ホットボイス回答期限の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28 発行ページ数 112 ページ。</li> <li>・ H28 ホットボイス回答件数 17 件。</li> <li>・ H28 第 36 回北海道町村議会広報コンクール入選。</li> <li>・ H29 発行ページ数 120 ページ。</li> <li>・ H29 ホットボイス回答件数 6 件。</li> <li>・ H30 発行ページ数 140 ページ。</li> <li>・ H30 ホットボイス回答件数 0 件。(投稿数も 0 件)</li> <li>・ R1 発行ページ数 112 ページ。</li> <li>・ R1 ホットボイス回答件数 0 件。(投稿数も 0 件)</li> </ul>
	議会モニター制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター意見の反映等</li> <li>・ 議会モニター意見を議会だよりに掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H23.10 モニター制度実施を決定。</li> <li>・ H24.3 議会モニター10人を決定。</li> <li>・ H24.4 議会モニター制度実施。</li> <li>・ H25.4 議会モニター10人を決定。会議を3回開催(38項目意見・提案)。</li> <li>・ H26.4 議会モニター10人を決定(5人継続)。会議を3回開催(76項目)。</li> <li>・ H27.2 H27 議会モニターの任期を(7~6月)に変更決定。</li> <li>・ H27.7 定員を20人に変更。</li> <li>・ H28.7 H28 議会モニター20人を決定。会議を4回開催(342項目)</li> <li>・ H29.7 H29 議会モニター20人を決定。会議を3回開催(228項目)</li> <li>・ H30.8 H30 議会モニター20人を決定。会議を3回開催(185</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>議会モニター制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会モニター意見の反映等</li> <li>・議会モニター意見を議会だよりに掲載</li> </ul>	<p>項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回会議に外部ファシリテータを依頼 (佐藤淳准教授)</li> <li>・R1.8 R1 議会モニター20人を決定。会議を3回開催 (●●項目)</li> <li>・R1.8~モニター意見からテーマを決定し絞り込み、自ら関心のある議論テーマに参加する。</li> <li>・R1.8~PowerPointによるモニター会議進行サポート。</li> <li>・R1.4 議会モニター無作為抽出を実施 (アンケート同封)</li> </ul>
	<p>議会 ICT の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット導入</li> <li>・HPにアクセシビリティ導入</li> <li>・SNS活用による意見聴取</li> <li>・モニター・スクリーンの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13 事務局内に FAX 設置。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H23 から PC メールでの文書通知を開始 (4 議員)。</li> <li>・H25.5.1 委員会報告書のホームページ公表。</li> <li>・H25.5,28 公式フェイスブック開設</li> <li>・H25.8.1 第1委員会室のカメラ設置、中継・録画配信開始。</li> <li>・H25.10 議員会で ICT アンケートを実施。</li> <li>・H25.10.29 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・H26.3.31 議会ホームページのリニューアル (スマホ・タブレット対応化)。</li> <li>・H26.3.31 議会ホームページの一部 CMS 化。</li> <li>・H26.7.13 ライン開設。</li> <li>・H26.8.16 ツイッター開設。</li> <li>・H26.11.議会 ICT 計画を策定 (H28 タブレット導入決定)</li> <li>・H26.10.20 議員会で ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> </ul>

第9条 (議会広報の充実)	議会 ICT の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット導入</li> <li>・ HPにアクセシビリティ導入</li> <li>・ SNS 活用による意見聴取</li> <li>・ モニター・スクリーンの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.8.ICT 研修会 (タブレット) を実施。</li> <li>・ H27.11.ICT 推進計画策定を全員協議会で決定。</li> <li>・ H28.5 タブレット端末 23 台を導入。</li> <li>・ H28.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3年事業)。</li> <li>・ H28.6 議会中継カメラ・連動型マイク更新。</li> <li>・ H29.3 ロールタイプホワイトボードを購入。</li> <li>・ H29.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3年事業)。</li> <li>・ H30.6 HP にアクセシビリティ一部導入 (3年事業)。</li> <li>・ R1.11 GoogleForm 活用による ICT 議員アンケート実施。</li> <li>・ R2.1 クラウドシステム研修会を実施。(職員参加)</li> <li>・ R2.3 ICT 推進計画 (見直し) を決定。</li> </ul>
	会議 (記) 録の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議録記録の充実化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H11 委員会記録業務担当の明確化 (副委員長から事務局へ)。</li> <li>・ 録音施設活用の定着 (H12-録音機器 2 セット購入)。</li> <li>・ 事務局にて議事録作成支援システムのデモンストレーションを実施するも精度に難があり、H24 の予算化は見送るが継続調査する。</li> <li>・ H23 途中で録音機器 1 台が故障し、修理不可能。</li> <li>・ H24.4 議事録作成支援システムを導入し、常任委員会から開始する。</li> <li>・ H23.6.1 議会運営委員会協議内容を議員に伝達。</li> <li>・ H25.5.1 会議記録を HP にアップ。</li> <li>・ H28.5 会議記録をクラウド本棚にアップ。</li> </ul>
	インターネット中継の配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継の配信率 (100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H13.10 インターネットによる議会生中継の実施 (地域イン</li> </ul>

<p>第9条 (議会広報の充実)</p>	<p>インターネット中継の配信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継の配信率 (100%)</li> </ul>	<p>ターネット導入事業)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.2.15 議運決定、H24.2.9 議員協議会決定。委員会のインターネット中継導入についても積極的に検討する。</li> <li>・ H24.8.1 議事堂のカメラを使用し委員会のインターネット中継を配信。</li> <li>・ H25.8.1 第1委員会に動画カメラ設置、インターネット中継・動画配信を開始。</li> <li>・ H25 本会議で1日、委員会で3回程度機器に不備があり、点検・修理。</li> <li>・ H25 インターネット中継・録画アクセス件数 12,158件。</li> <li>・ H26 インターネット中継・録画アクセス件数 9,308件。</li> <li>・ H27 本会議で1日、機器に不備があり点検・対応。</li> <li>・ H27 休憩中に風景写真・音楽を配信。</li> <li>・ H27 インターネット中継・録画アクセス件数 15,983件。</li> <li>・ H28 インターネット中継・録画アクセス件数 13,688件。</li> <li>・ H29 インターネット中継・録画アクセス件数 9,305件。</li> <li>・ H30 インターネット中継・録画アクセス件数 11,848件。</li> <li>・ R1 インターネット中継・録画アクセス件数 12,392件。</li> </ul>
<p>第10条 (議会白書、議会の自己評価)</p>	<p>総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会自己評価の実施</li> <li>・ 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価の実施とホームページ・広報誌への掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.5 議会基本条例の自己評価の初実施。</li> <li>・ H26.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を初実施しHPに公開。</li> <li>・ H27.4 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施しHPに公開。</li> </ul>

第10条 (議会白書、議会の自己評価)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> <li>・ H29.5 自治基本条例及び議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> <li>・ H30.5 議員自己評価項目を見直し。議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> <li>・ H31.2 議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> <li>・ R2.4 初の町民評価(アンケート方式)を実施。GoogleFormによるネット回答を併用。</li> <li>・ R2.5 議会基本条例の議会評価を実施し HP に公開。</li> </ul>
	議会白書の作成	・ 議会白書作成とホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H25 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H26 議会白書(任期)の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H27 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H28 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H29 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ H30 議会白書(任期)の作成、発行、HP 掲載。</li> <li>・ R1.3 議会白書作成要領を全員協議会で決定。</li> <li>・ R1 議会白書の作成、発行、HP 掲載。</li> </ul>
	議会自己評価の実施と公表	・ 関連条例の自己評価・活性化計画評価と公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24 自治基本条例(議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H25 自治基本条例(議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> </ul>

<p>第10条 (議会白書、議会の自己評価)</p>	<p>議会自己評価の実施と公表</p>	<p>・ 関連条例の自己評</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H27 自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H28 自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H29 自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ H30 自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> <li>・ R1 自治基本条例 (議会項目)・議会基本条例・活性化計画の評価と公表</li> </ul>
--------------------------------	---------------------	-------------------	---

(大項目 第4章 町長と議会との関係)

<p>第11条 (町長等と議会、議員との関係)</p>	<p>一般質問</p>		
	<p>反問権・反論権</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.3 定例会議において町長が反論権を行使 (全国初)。</li> <li>・ H26.3 町長からの感謝状辞退を決定。</li> <li>・ H27.10 町長再議請求 (消防団条例否決)</li> </ul>
<p>第12条 (政策形成過程等)</p>	<p>政策提案の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会での実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 議会政策形成サイクルの検討 (議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25) を参考に実施。</li> </ul>
	<p>論点・争点の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.11.29 庁舎建設等調査特別委員会で申入書を手交。</li> <li>・ H26.4.24 不正会計処理等特別委員会で申入書を手交。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問制限時間の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26 各委員会で始動し、H27.3.25 政策提案（6項目）を決議（総務委 3、厚生委 1、経済委 1、議運委 1）。</li> <li>・ H27.12 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言。</li> <li>・ H28.2 芽室町農村地域保育所再整備計画（案）に対する提言</li> <li>・ H29.4 地域生活支援事業に対する提言、町民プール維持管理事業に対する提言</li> <li>・ H30.2 第4期芽室町総合計画の検証結果報告を両常任委員長から町長へ手交。</li> <li>・ R2.1 食材購入事業（めむろまるごと給食）に対する提言</li> <li>・ R2.3 飲食店応援クーポン券・商品券販売事業に対する提言</li> </ul>
<p>第13条 (評価の実施)</p>	<p>政策形成サイクルの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各常任委員会での実践</li> <li>・ 委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 議会政策形成サイクルの検討（議運先進地事務調査：会津若松市議会・飯田市議会 7/24,25）を参考に実施。各委員会で始動。</li> <li>・ H27.3.25 政策提案（6項目）を決議（総務委 3、厚生委 1、経済委 1、議運委 1）</li> <li>・ H27.12.24 政策提言書を手交（厚生文教委 1件）</li> <li>・ H29.4.11 政策提言書を手交（厚生文教委 2件）</li> <li>・ H30.7～11 監視・監査機能のあり方研修・検討（議選監査委員制度の存置を決定）</li> <li>・ R2.1.23 政策提言書を手交（厚生文教委 1件）</li> <li>・ R2.3.17 政策提言書を手交（総務経済委 1件）</li> </ul>

	提言内容の反映の調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 各常任委員会に通知するも積極的な調査はない。</li> </ul>
<p>第14条 (議決事項の拡大)</p>	<p>議決事項の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 自治基本条例(第23条第2項)及び地方自治法(第96条第2項)を受け、議会の議決権(議決事項)の拡大について調査検討。地方自治法の改正案が審議中で、第2条第4項が削除(市町村の基本構想の議決規定の削除)される見込み。このことから協議の結果、「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることが必要と議会運営委員会で結論。開催の議員協議会で全議員に説明をするが意見が分かれ、議運に戻された。</li> <li>・ H23.3 議会運営委員会として改めて協議を行った結果、「当初、議会運営委員会として結論づけたとおり制定することが望ましい」との意見から「芽室町議会の議決すべき事件を定める条例」を定めることとし(H22.12.22 決定)、議会で総合計画の実施計画を議決要件とすることを議決。</li> <li>・ H23 議会運営委員会で、さらなる議会の議決事項の拡大について調査検討。</li> <li>・ H23.11.29 第4期総合計画後期計画策定の手順及び実施計画議決について、議員協議会で協議。</li> <li>・ さらなる議決事項拡大については各常任委員会で検討する。</li> <li>・ H24.12 議決すべき事件を定める条例、定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.6 役場庁舎建設に関する調査特別委員会を設置。</li> <li>・H26.12 定例会議において、役場庁舎建設基本計画を議決事項に追加議決（議会基本条例一部改正）。</li> <li>・H27.3 定例会議において、都市計画マスタープランを議決事項に追加提案。</li> </ul>
	<p>実行計画の調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実行計画の調査・政策提言</li> <li>・ 実行計画事務事業マネジメントシート、決算等の調査及び評価の実施</li> <li>・ 委員会及び本会議において、第1項(1)から(7)について調査徹底</li> <li>・ 議会政策形成サイクルの実施</li> <li>・ 一般質問制限時間の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.12 第4期総計後期実施計画提案について連合審査、総務常任委員会付託（連合審査会）により H24.12.定例会で議決。</li> <li>・H26.12.24 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項を改正議決。</li> <li>・H26.6.17 実行計画の議員配付確定（議運正副委員長、副町長確認事項）。</li> <li>・H27.6 各委員会で実行計画調査。</li> <li>・H27.12 総合計画条例を全会一致で可決。</li> <li>・H28.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。</li> <li>・H29.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。</li> <li>・H30.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。</li> <li>・R1.7 クラウド本棚に実行計画をアップ。各委員会で実行計画調査。</li> </ul>
第15条	文書質問の実施	・ 文書質問制度の実施	・ H24.12～H25.3 文書質問制度試行。

(文書質問)  第15条 (文書質問)	文書質問の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書質問の喚起</li> <li>・ 文書質問制度の実施</li> <li>・ 文書質問の喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.4.1 文書質問制度実施。</li> <li>・ H25 実績 0 件。</li> <li>・ H26.7 実績 1 件。</li> <li>・ H27 実績 0 件。</li> <li>・ H28 実績 1 件。</li> <li>・ H29 実績 0 件。</li> <li>・ H30 実績 0 件。</li> <li>・ R1 実績 2 件。</li> </ul>
	文書質問の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書質問の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.7 議会だより、HP 公表。</li> <li>・ H28.8 議会だより、HP 公表。</li> <li>・ R1.12 議会だより、HP 公表。</li> </ul>

### (大項目 第5章 議員相互の討議)

第16条 (自由討議による合 意形成)	議員間の自由討議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員会において自由討議を積極的に行う</li> <li>・ 論点・争点の明確化と広報への掲載</li> <li>・ 各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21.4.1 から各委員会において実施する（芽室町自治基本条例第25条第1項を受け、H20 議会運営委員会において調査し決定する）。</li> <li>・ 今後は、本会議においても自由討議を実施できるよう検討する。</li> <li>・ 自由討議を必ず各委員会で行う。常任委員長の自由討議の手法技術を高める必要がある。</li> <li>・ H12.3 会議規則改正。</li> <li>・ H12 地方分権一括法成立に伴い、議員の議案提案権を議員</li> </ul>
---------------------------	----------	---	---

第16条 (自由討議による合 意形成)			<p>の1/8から1/12へ改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.11.12 確認。</li> <li>・H24.1 から委員会・議員協議会での新・自由討議を実施し、論点・争点を明確にする。</li> <li>・H24.11.30 議員会と協力し研修会開催。</li> <li>・H24 自由討議実績 27 回 (本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・H25 自由討議実績 11 回 (本会議 0 回、総務 7 回、厚生 7 回 経済 13 回)。</li> <li>・H26.12.各委員会でミーティングを開始。</li> <li>・R1 自由討議実績 12 回 (本会議 0 回 総務経済委 2 回 厚生文教 9 回、合同委員会 1 回)。</li> </ul>
	委員外議員発言の許可	・委員外議員発言の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26 3 件 (厚生常任委員会)</li> <li>・H27 3 件 (議会運営委員会)</li> <li>・H28 1 件 (議会運営委員会)</li> <li>・H29 0 件</li> <li>・H30 3 件 (総務経済常任委員会 1、議会運営委員会 2)</li> <li>・R1 0 件</li> </ul>
	政策討論会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策討論会の実施</li> <li>・各常任委員会でミーティングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.9.25 第 1 回政策討論会を実施。</li> <li>・H26 政策討論会を 4 回開催。</li> <li>・H27 政策討論会を 6 回開催。</li> <li>・H28 政策討論会開催は 0 回。</li> <li>・H29 政策討論会開催は 0 回。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30 政策討論会開催は 0 回</li> <li>・ R1 政策討論会開催は 0 回。</li> </ul>
--	--	--	--

(大項目 第 6 章 適正な議会機能)

<p>第 18 条 (適正な議会費の確立)</p>	<p>適正な議会費の計上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長交際費・議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表</li> <li>・ 一定の標準率の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。(社会通念上、必要最小限の交際範囲、金額とする。)</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H20.10.31 議運決定。</li> <li>・ H20 実施。議長交際費の執行状況を公表(めむろ町議会まめ通信及び議会のホームページ)する。</li> <li>・ H25 実行計画及び予算時の公表</li> <li>・ H25 から議長交際費・議会費の用途等を議会だより及び議会ホームページ等で公表(上・下半期ごと)。</li> </ul>
	<p>議会費の実行計画と予算化</p>		
	<p>議会費の公開</p>		
<p>第 19 条 (議長・副議長志願者の所信表明)</p>	<p>正・副議長の立候補制の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副議長マニフェスト計画化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.5 初議会で正副議長選挙立候補制導入。</li> <li>・ R1.5 初議会で正副議長選挙立候補・所信表明実施。</li> </ul>
<p>第 20 条 (附属機関の設置)</p>	<p>附属機関の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革諮問会議の設置・諮問答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.6 議会改革諮問会議委員 5 人を委嘱。</li> <li>・ H25.5.2 議会改革諮問会議(第 1 期)を設置。</li> <li>・ H26.6.23 計 8 回の開催を経て議長へ答申書(6 項目)手交。</li> </ul>

	<p>附属機関制度の推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.7.2 議会改革諮問会議（第1期）を設置。</li> <li>・ H27.11 議長へ答申書（2項目）手交。</li> <li>・ H28.2 議長へ答申書（5項目）手交。</li> <li>・ H29.3 議長へ提言書（4項目）手交。</li> <li>・ H30.3 議長へ提言書（1項目・5事業）手交。</li> <li>・ H31.3 議長へ提言書（1項目）手交。</li> </ul>
<p>第21条 （調査機関の設置）</p>	<p>専門的事項に係る調査の実施</p>	<p>・ 専門的知見の活用検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H19.2 決定。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定)により、学識経験を有する者に議案の審査又は行政事務に関する調査を依頼することが可能となったが、協議の結果、見送ることとなる。今後の調査・研究課題として次期に引き継ぐ。</li> <li>・ 有識者の助言について検討する。</li> <li>・ H22.11.12 開催。議員協議会において、差し戻され、議会運営委員会として改めて協議を行った結果、次のとおり文言を整理する。</li> <li>・ H22.12.22 決定。専門的事項の調査依頼については、地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼をすることができるようになったが、当議会としては、「必要に応じて調査の依頼」を行うものとする。</li> <li>・ 専門的事項の調査依頼については、H18の地方自治法の改正により学識経験を有するものに調査の依頼することができるようになったが、協議においては、「必要になったときに協議をする」としていたが、H22.11.12開催の議員協議会で出された意見は、難しい問題も出てくることが予想</li> </ul>

第 2 1 条 (調査機関の設置)	専門的事項に係る調査の実施	・ 専門的知見の活用検討	されるので今後も継続して協議としてはどうかとの意見が出された。議会運営委員会としての協議結果は、委員からは即対応できる文言にしてはとの意見が出され、文言(案)が出されてから協議する。
	北大公共政策大学院との包括連携協定	・ 包括連携協定事業計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.6 北大公共政策大学院包括連携協定。</li> <li>・ H24 連携事業計画策定。</li> <li>・ H25.6 連携事業計画策定。</li> <li>・ H26.6 連携事業計画策定。</li> <li>・ H27.6 更新。連携事業計画策定。</li> <li>・ H28.7 連携事業により議員研修を実施。</li> <li>・ H29.10 連携事業により議員研修を実施。</li> <li>・ H30.7 連携事業により議員研修を実施。</li> <li>・ R1.6 連携事業により議員研修を実施。</li> </ul>
	議会サポーター制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的知見の活用</li> <li>・ 議会サポーターの更新・追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.10 決定議会サポーター制度(町民及び研究者)を導入し、住民参加と第三者機関の導入により改革や活性化を図る(町民意見交換会で提案を受ける)。</li> <li>・ H24.3.26 議運、H24.4.2 議員協議会決定。議会サポーター5人を決定。</li> <li>・ H24.4.1 議会サポーター制度を導入(会議を3回開催)。</li> <li>・ H26.4.1 石井吉春・若生幸也氏を議会サポーターに追加。</li> <li>・ H28.7.19 土山希美枝氏を議会サポーターに追加。</li> </ul>
第 2 2 条	事務局の設置	・ 議会事務局職員の研修強化	・ 議会事務局設置条例を廃止し議会基本条例に統合(H25.4.1)

(事務局の体制整備)	執行機関の法務・財務の協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局職員人事の協議</li> <li>・執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等の検討</li> </ul>	<p>施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 決定。事務局体制については、現行の職員体制の中で議会としての機能を発揮できるよう努めるが、更に議会の持つ機能を発揮できるよう正職員 4 人を要望していく。</li> </ul>
	事務局職員の人事		
第 23 条 (議会図書室の充実)	議会図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会図書室の整備計画策定・実行計画・予算化</li> <li>・執行機関等への要請・調整</li> <li>・議会図書室情報の広報誌及び HP 掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.3 神原サポーターから蔵書寄贈される。</li> <li>・ H27 継続検討。議会諮問会議・議運委が答申。</li> <li>・ H28.5 クラウド本棚導入により電子図書室化を実施。</li> <li>・ H29 町図書館と議会との連携事業を開始。</li> </ul>
	議会図書室の周知・広報		
第 24 条 (議会改革・活性化の推進)	議会活性化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活性化計画の策定・実行・評価</li> <li>・自治法改正等の学習会・情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 から議会活性化計画の策定・実行・評価。</li> <li>・ H26.10H26 活性化策 19 項目の検討を決定。</li> <li>・ H26.11.14 マニフェスト大賞最優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H28.9.28 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> <li>・ H30.10.2 マニフェスト大賞成果賞ノミネート。</li> <li>・ R1.5～「議会実行計画」「進捗工程表」の作成・運用 (議会活性化計画書の改善)</li> </ul>
	議会間の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.7 広尾町議会との交流会開催 (議員会)</li> </ul>

	議会制度改正の調査・研究	・ 全員協議会での周知、調査、協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 から研修会を管内議会に参加案内。</li> <li>・ H26.8 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（芽室町で）。</li> <li>・ H27.5 友好都市岐阜県揖斐川町議員と交流（揖斐川町で）。</li> <li>・ H28.6.24 幕別町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> <li>・ H28.12.26 浦幌町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> <li>・ H28.6.24 幕別町議会議運委と意見交換（芽室町で）</li> <li>・ R1.10.4 四日市市議会の行政視察においてワークショップによる意見交換を実施（芽室町で）</li> <li>・ R2.1.16 幕別町議会の行政視察においてワークショップによる意見交換を実施（芽室町で）</li> </ul>
--	--------------	-------------------	---

## (大項目 第7章 議会の運営)

第25条 (災害時の対応)	災害時における業務の継続	・ 災害時の議会対策本部設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.9.1 議会 BCP 計画に則り議会災害対策会議設置。</li> <li>・ H28.12.21 災害時対応に関する申入れ。</li> <li>・ R2.2.27 議会 BCP 計画に則り参集者会議実施。(新型コロナウイルス感染防止対策)</li> </ul>
第26条 (通年議会)	通年議会の実施	・ 通年議会の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年議会の導入について検討を開始する（町民意見交換会で提案を受ける）。</li> <li>・ H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。</li> <li>・ H24 中に研究（研修・調査等）し、方針を決定する。 →H24.3.30 第10回議運で議長諮問。</li> </ul>

第26条 (通年議会)	通年議会の実施	・通年議会の遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.3 定例会提案予定 (H25.5 施行予定) 会期を5～4月に設定。</li> <li>・H25.5.1 通年議会開始。</li> <li>・H26.5.1 通年議会開会。</li> <li>・H27.5.8 通年議会開会。</li> <li>・H28.5.9 通年議会開会。</li> <li>・H29.5.1 通年議会開会。</li> <li>・H30.5.1 通年議会開会。</li> <li>・R1.5.8 通年議会開会</li> </ul>
	夜間・休日議会の検討	・夜間・休議会の再検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H14.5 夜間、休等における議会開催 (インターネットによる議会中継の開始及び実施後の継続性の難しさ等から判断し、取り組まないことに決定)。</li> <li>・H22.11.12 確認。</li> </ul>
第27条 (議会運営の原則)		・議会運営委員会の協議の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24.12 会議規則を廃止し、会議条例を制定 (H25.4.1 施行)。</li> <li>会議運用例から会議運用規則へ (H25.4.1 施行)。</li> <li>・H26.7 議運委ミーティングを開始。</li> </ul>
		・傍聴者増加への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25.5.1 傍聴者への会議を休憩する場合の説明の実施。</li> <li>・H25 傍聴者数 399 人(H24/433) 本会議 94 人(H24/129) 委員会 278 人(H24/247) 全員協議会 27 人(H24/57)。</li> <li>・H26 傍聴者数 299 人。</li> <li>・H27 傍聴者数 429 人。</li> <li>・H28 傍聴者数 380 人。</li> <li>・H29 傍聴者数 333 人。</li> </ul>

第27条 (議会運営の原則)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30 傍聴者数 312 人。</li> <li>・ R1 傍聴者数 259 人。</li> </ul>
	傍聴意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傍聴条例の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.6.1 議会 HP、SNS への掲載。</li> <li>・ H31.3.4 傍聴条例一部改正（傍聴手続きの全廃）議決</li> </ul>
	傍聴者への対応向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の定刻開催の徹底</li> <li>・ 休憩、再開時間の説明の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3 定例会から配付。議会傍聴者用案内パンフレットを作成。</li> <li>・ H24.3 傍聴感想など協力要請し、議会運営に活用することを決定。</li> <li>・ H25.12 傍聴固定席を撤去し、移動椅子を搬入（町民意見の反映）。</li> <li>・ H27.3.25 議会運営委員会でアンケート案</li> <li>・ H27.5.2 傍聴者アンケート実施</li> <li>・ H28.5.9 傍聴者アンケート実施。</li> <li>・ H28.6 傍聴人受付簿の改正（一覧方式→個別投函方式）</li> </ul>

(大項目 第8章 議員定数・報酬等)

<p>第28条 (議員定数)</p>	議員定数の検討	・全員協議会での協議・決定 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H19.2 決定。地方自治法の一部改正 (H18.6.7 制定) により、委員の重複が認められたが、協議の結果、議員定数(18人)の関係から重複はしないことに決定。</li> <li>・ H22.11.12 確認。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し、調査を行う。</li> <li>・ H20.6.23 設置。</li> </ul>
	常任委員会委員の重複所属	・全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.1.25 決定。H22.11.12 確認。法改正により重複ができることになったが、重複をすることで調査範囲が広がることから、現状のとおりとする。</li> <li>・ H26.11 全員協議会で 2 委員会にすることで決定 (総務経済・厚生文教常任委員会)</li> </ul>
	議員定数の見直し	・全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H14.9 議決。条例制定 22 人→18 人。</li> <li>・ H17.2.21 決定。議員定数条例等審査特別委員会 (10 人) を設置し協議。現行の 18 人とする。</li> <li>・ H18.9.12 議員定数 5 人削減の陳情 (町民 5 人) を協議。</li> <li>・ H18.12.8 議会否決。以降、議員定数についての協議を行う。</li> <li>・ H19.2 協議。地方自治法の一部改正(H18.6.7 制定) により委員の重複協議に伴い議員定数を協議現行の 18 人とする。</li> <li>・ H20.6.23 設置。「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別委員会」を設置し調査を行う。</li> <li>・ H22.1.25 決定。3 常任委員会を維持するには、現状の 18 人</li> </ul>

<p>第29条 (議員報酬)</p>	<p>議員定数の見直し</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<p>が必要。また、現行でも5人の委員会があるが問題もなく機能していることから、2減の16人でも良いとの意見が出され、結果16人となる(H22.3.11以後に告示される町議会議員の一般選挙から適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H24 定数16人及び3委員会構成については、H23選挙後、間もないため、検証までには時間を要する。前期2年間の評価についてはH25に検証し、後期2年間とH27選挙後について議論を行うものとする。</li> <li>・ H25.3 議員定数条例を廃止し、議会基本条例に吸収(H25.4.1 施行)。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が定数維持を答申。</li> <li>・ H26.11 全員協議会で定数維持を決定。</li> </ul>
	<p>適正な議員報酬等の検討</p>	<p>・ 全員協議会での協議・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12.3 条例改正。任期途中辞任及び役職交代の際の月額報酬は、日割支給。</li> <li>・ H17・18年度限り(20%程度年間報酬削減)。</li> <li>・ H17.2.2 決定月額報酬を10%削減する。期末手当の支給率を300/100とする。役職加算は廃止(H17)する。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H19.4.1 実施。H17、18の2年に限り(時限立法)削減したものをH19から本実施(議長の諮問に対し協議)。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> <li>・ H20.6.23 「議員定数等議会制度のあり方に関する調査特別</li> </ul>

<b>第29条</b> <b>(議員報酬)</b>	<b>適正な議員報酬等の検討</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会での協議・決定</li> </ul>	<p>委員会」を設置し、調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.1.25 決定。幅広い職層や年齢層に人材を求めるための環境整備、また若い世代にも議員として立候補しやすい環境整備のため、現状の議員報酬の維持が必要。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が議員報酬額引き上げを答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が議員報酬額引き上げを答申。</li> <li>・ H26.12 定例会議で議員報酬額引き上げを議決。</li> <li>・ H27.5 改正議員報酬支給。</li> </ul>
	<b>期末手当の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会での協議・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬・期末手当の見直しについては、H24 議会活性化計画で議論する(町民意見交換会で提案を受ける)。報酬は、議員定数削減議論及び報酬削減議論の経過を踏まえ、ゼロベースから歳費積算により改正を図る(参考:福島町議会)。ただし通年議会など含めて協議する。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が期末手当廃止を答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が期末手当廃止を答申。</li> <li>・ H26.12 定例会議で期末手当支給率を議決。</li> <li>・ H28.5 改正期末手当支給(4.1)。</li> </ul>
	<b>政務活動費の検討</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員協議会での協議・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。研修のあり方全般から協議を開始する。個々の議員活動においても調査は可能であり、導入を見送る。</li> <li>・ H22.11.12 決定。財政的な問題はあるが、門戸を閉ざすのはどうかとしてH15の議論を踏まえ海外派遣事業の是非について協議を行うこととする。</li> </ul>

第29条 (議員報酬)	政務活動費の検討	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H17.2.21 決定。現行どおりとし、議員研修の充実等により議会の持つ機能が十二分に発揮できるように努める。</li> <li>・ H22.11.12 確認。現状を考えると導入するには、まだ議論が必要。</li> <li>・ H25.11 議運先進地事務調査（鹿迫町議会）。</li> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議が政務活動費見送りを答申。</li> <li>・ H26.11 議運委が政務活動費見送りを答申。</li> <li>・ H26.11 全員協議会で政務活動費見送りを決定。</li> </ul>
	旅費支給の見直し	・ 全員協議会での協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12.3 町内及び帯広市内の日当廃止（議会条例改正－町職員旅費改正に準じ改正）。</li> <li>・ H14.9 費用弁償1級（特別職等）から2級（一般職等）に議会で条例改正。</li> <li>・ H15.4.1 施行。</li> <li>・ H22.11.12 確認。</li> </ul>

(大項目 第9章 最高規範性及び見直し手続き)

第30条 (最高規範性)	条例の最高規範の順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 関連条例の評価・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22.11.12 決定。芽室町として、議会基本条例の必要性の是非についての議論は、簡単に結論を出すということにはならないものと考えることから、H23の改選後から検討期間を2年としてH25までに議論を行う。</li> <li>・ H24.7 議会活性化の進捗状況や町民意見交換会を踏まえ、議員の意識を共有化する。</li> </ul>
-----------------	------------	--	--

<p>第30条 (最高規範性)</p>	<p>条例の最高規範の順守</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.3.30 第10回議運で議長から議運委員長に諮問。</li> <li>・ H24.6.26 議長に答申。</li> <li>・ H25.3 定例会で提案し全会一致で議決(H25.4.1 施行予定)</li> <li>・ H26.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)</li> <li>・ H27.4 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)</li> <li>・ H28.3.24 議会基本条例改正案可決(議会災害時対応)。</li> <li>・ H28.5 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)。</li> <li>・ H29.5 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表(HP)。</li> <li>・ H30.5 議会基本条例の評価・公表(HP)。</li> <li>・ <b>R1.5 議会基本条例の評価・公表(HP)。</b></li> </ul>
<p>第31条 (検証・見直し手続き)</p>	<p>総括(条例の達成評価と公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検討</li> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例(議会項目)の評価・公表・町民意見聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25 活性化計画策定と実行・評価を実施、HP公表。</li> <li>・ H26.5 基本理念設定と議会基本条例の自己評価を初実施。</li> <li>・ アンケート実施は未検討に終わった。</li> <li>・ H27.2 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H26.11.15 マニフェスト大賞最優秀成果賞受賞(議会活性化計画・議員研修計画)</li> <li>・ H27.11.12 マニフェスト大賞優秀成果賞を授賞。</li> <li>・ H28.4 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H29.4 議会基本条例の自己評価を実施。</li> </ul>

第31条 (検証・見直し手続き)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30.3 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ H31.2 議会基本条例の自己評価を実施。</li> <li>・ R1.3 議会基本条例の自己評価を実施。</li> </ul>
	条例の改善の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例及び自治基本条例（議会項目）の評価・公表</li> <li>・ 議会基本条例の一部改正の検証・町民意見聴取（随時）</li> <li>・ 条例の改善の随時協議と年度末協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.6 議会改革諮問会議は答申見送り。</li> <li>・ H26.11 議運委で一部改正案を答申。</li> <li>・ H26.12 議会基本条例の一部改正案を議決。（2委員会、議決権拡大）</li> <li>・ H28.3 議会基本条例の一部改正案を議決（議会の災害時対応）。</li> </ul>
	条例改正の説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正の広報掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.12 議会基本条例の一部改正の議決結果を議会だより掲載（2委員会、議決権拡大）。</li> <li>・ H28.3.4.議会基本条例の一部改正案（議会の災害時対応）を議会だより及びホームページに掲載（パブリックコメント実施）</li> <li>・ H31.1 議会傍聴条例の一部改正案を議会改革諮問会議に説明・意見徴取。議会だより1月号に掲載し意見募集。</li> </ul>

## 5. 芽室町議会基本条例（令和元年度活動分）議員自己評価（R1-R2版）

評価基準：
A = おおむね達成した。向上心を持って取り組んだ。
B = 取り組んだが、不足している部分等が見受けられ、改善の余地がある。
C = 取り組もうとしたが、達成したとまでは言いがたい。
D = 全く取り組んでいない。取り組んだとはいえない。
E = その他（不明・回答不可など）→ Eの場合は、自由表記に必ず記載すること。
F = 事例・実績なし
— =表記なし（H29まで）
自由表記：

### 前文

地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

H30-R1	評価項目としない
	・議会は、前文のとおり活動したと考えるか。
H30-R1	評価項目としない
	・あなたは、前文のとおり活動したか。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

H30-R1	評価項目としない
	・議会は、条例の目的を果たしたか／・条例をもとに活動したかなど

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

・議会は、基本理念どおりに活動したと考えるか。

R1 ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 →

A=14人(寺町、常通、広瀬、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=2人(正村、梅津)

- ・これまでの取り組みをさらに進化させて各事業に取り組んできたが、とくに議会の本旨である町政運営に対する監視、調査、政策形成等にかかわる分野についてはまだ改善の余地があると考えてるのでBとする。
- ・自己研さんに一層努力する。議員間で多面的な視点からの討論に習熟するように努める。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

H30-R1 条全体を一括で評価するため評価項目としない

・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

H30-R1 条全体を一括で評価するため評価項目としない

・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

H30-R1 条全体を一括で評価するため評価項目としない

・議会は、これらのことを目的に議会力・議員力を強化したか。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

・議会は、議事機関として町政の重要事項について意思決定したか。

R1 →

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 →

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。

**R1** 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

**H30** 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。

**R1** 

A=9人(常通、柴田、寺町、立川、堀切、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=6人(中田、梶澤、黒田、中村、早苗、広瀬)

・実践的な研修や討議する機会を増やすこと。

・常任委員会における自由討議は関連までとは言えないが向上している。また、全議員による政策討論会を開催し更に討議を深める場が必要。

・全く議論がなかったわけではないが、より論点を具体化させるためにも更なる議論が必要。

・更なる深化が望まれる。

・討議に至るまでの論点整理ができていない。

C=1人(橋本)

・考えていることを思うように伝えられてない。自己研鑽あるのみ。

**H30** 

A=8人(寺町、常通、広瀬、高橋、猪野毛、梅津、柴田、鈴木)

B=8人(正村、梶澤、立川、渡辺、西尾、中野、早苗、中村)

・政策についての議論が深まっていない。技術的な手法を向上させる研修は受けているが、成果となって表れていないと感じる。課題は別なところにあるのではないか。

・常任委員会においての自由討議は更に深めていくことが重要。課題等を共通認識した中での意見集約に繋げたい。

・各常任委員会内での自由討議は向上したと考えるが全議員が政策について意見を交わす場が創られなかった。次期は政策討論会の開催を頻繁に行う必要があると考える。例え政策提言に至らない場合でも、意見集約の途中に他常任委員会の意見を伺うような機会があると良いのではないか。

・佐藤先生の研修などを通じて学びを深めてきたが、テンプレートを活用した議員間討議の実践や論点整理、意見集約までにはさらなるファシリテーション力の強化が必要と考える。

・自由闊達な討議がまだ不足しているように思う。

- ・深い討議がされているとは言えない。
- ・討議に至るまでの論点整理が出来ていないことがある。
- ・自由闊達な討議（対話）の深化発展が望まれる。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

- ・議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。

**R1** ↓

A=15人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（中田）

**H30** →

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

（委員会及び委員長の活動原則）

**第4条** 芽室町議会委員会条例（昭和62年芽室町条例第2号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

- ・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。

委員会評価

所管

総務経済委

**R1** ↓

A=6人（柴田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾）

B=1人（黒田）

- ・必要に応じて、説明を受ける前にミーティングをおこなうことがあってもよいと考える。

F=1人（早苗）

**H30=A** →

A=7人（常通、高橋、立川、渡辺、中野、早苗、鈴木）

F=1人（広瀬）

厚生文教委

R1 ↓

A=7人（常通、橋本、中田、寺町、梶澤、渡辺、広瀬）

B=1人（立川）

- ・当日資料など、会議の成り行きでタブレットにその場で更新される資料が傍聴人に渡らないことがあり、配慮に欠けていたケースがあった。今後は状況に配慮しながら会議の運営にあたりたい。

F=1人（早苗）

H30=A

A=8人（寺町、正村、梶澤、西尾、猪野毛、梅津、中村、柴田）

F=1人（広瀬）

議運委

R1 →

A=12人（常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬）

F=1人（早苗）

H30=A

A=14人（正村、梶澤、立川、渡辺、中野、早苗、中村、高橋、西尾、梅津、常通、柴田、猪野毛、鈴木）

F=1人（広瀬）

予決特委

R1 →

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

F=1人（早苗）

H30=A

A=15人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

F=1人（広瀬）

**庁舎特委**

**R1** (設置無し)

**H30=A** 

A=14人 (寺町、常通、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人 (立川)

・休憩中に庁舎模型などを見ながら説明を受ける会議進行であったが、各委員の疑問がその時点で解消されてしまい、会議再開には質疑がない、もしくは少ないケースが度々あった。

F=1人 (広瀬)

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

・委員会は、審査及び調査に当たり、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行ったか。(意見交換会等を行ったか。)

**委員会評価**

**所管**

**総務経済委**

**R1** 

A=7人 (柴田、黒田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾)

F=1人 (早苗)

**H30=A** 

A=7人 (常通、高橋、立川、渡辺、中野、早苗、鈴木)

F=1人 (広瀬)

**厚生文教委**

**R1** 

A=8人 (常通、橋本、中田、寺町、立川、梶澤、渡辺、広瀬)

F=1人 (早苗)

**H30=A** 

A=8人 (寺町、正村、梶澤、西尾、猪野毛、梅津、中村、柴田)

F=1人（広瀬）

**議運委**

**R1** 

A=12人（常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬）

F=1人（早苗）

**H30=A** 

A=14人（正村、梶澤、立川、渡辺、中野、早苗、中村、高橋、西尾、梅津、猪野毛、常通、柴田、鈴木）

F=1人（広瀬）

**庁舎特委**

**R1**（設置無し）

**H30=A** 

A=14人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=1人（立川）

・休憩中に担当課へ質問した事項については会議再開後、必要に応じ質疑する事を意識すべき。

F=1人（広瀬）

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

・委員長は、副委員長と協議し、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事整理を行い、委員会の事務をつかさどったか。

**委員会評価**

**所管**

**総務経済委**

**R1** 

A=7人（柴田、黒田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾）

F=1人（早苗）

**H30=A** 

A=6人(常通、立川、渡辺、中野、早苗、鈴木)

B=1人(高橋)

・委員長と副委員長の議事整理が不足。

F=1人(広瀬)

#### 厚生文教委

R1 ↓

A=7人(常通、橋本、中田、寺町、梶澤、渡辺、広瀬)

B=1人(立川)

・突発的な事態への対処が速やかにおこなえていない。適切な質疑に導く議事進行などは今後も研鑽が必要。

F=1人(早苗)

H30=A ■

A=8人(寺町、正村、梶澤、西尾、猪野毛、梅津、中村、柴田)

F=1人(広瀬)

#### 議運委

R1 →

A=12人(常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬)

F=1人(早苗)

H30=A ■

A=14人(正村、梶澤、立川、渡辺、中野、早苗、中村、高橋、西尾、梅津、常通、猪野毛、柴田、鈴木)

F=1人(広瀬)

#### 予決特委

R1 →

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

F=1人(早苗)

H30=A 

A=15人(寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

F=1人(広瀬)

庁舎特委

R1 (設置無し)

H30=A 

A=15人(寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

F=1人(広瀬)

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること

・委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たり、論点、争点等を明確にしたか。

委員会評価

所管

総務経済委

R1 

A=7人(柴田、黒田、堀切、中村、正村、鈴木、西尾)

F=1人(早苗)

H30=A 

A=7人(常通、高橋、立川、渡辺、中野、早苗、鈴木)

F=1人(広瀬)

厚生文教委

R1 

A=8人(常通、橋本、中田、寺町、立川、梶澤、渡辺、広瀬)

F=1人(早苗)

H30=A 

A=8人（寺町、正村、梶澤、西尾、猪野毛、梅津、中村、柴田）

F=1人（広瀬）

議運委

R1 

A=12人（常通、立川、梶澤、中村、渡辺、正村、鈴木、中田、柴田、黒田、堀切、広瀬）

F=1人（早苗）

H30=A 

A=14人（正村、梶澤、立川、渡辺、中野、早苗、中村、高橋、西尾、梅津、常通、猪野毛、柴田、鈴木）

F=1人（広瀬）

予決特委

R1 

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

F=1人（早苗）

H30=A 

A=14人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

F=1人（広瀬）

庁舎特委

R1（設置無し）

H30=A 

A=15人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

F=1人（広瀬）

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

・議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

・議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R1 

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(黒田)

・議員相互間の討議の機会を意識的に多く持つようにする。

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

・あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。

R1 

A=13人(常通、柴田、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(黒田)

・議員相互間の討議の機会を意識的に多く持つようにする。

C=2人(中田、橋本)

・討議の経験、手法を学ぶ機会を増やすこと。

・重んじてはいるが、結果に満足していない。(発言ができていない)。自己研鑽に努めたい。

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動すること。

・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

**R1** 

A=15人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（中田）

- ・資質向上の為の勉強会を行う。

**H30** 

A=15人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=1人（広瀬）

・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

**R1** 

A=8人（常通、寺町、立川、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

- ・町民の意思やニーズを的確に把握することや、自らの能力を高めるための研鑽を常に行わなければならないと考える。

B=7人（中田、柴田、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗）

- ・資質向上の為の勉強会を行う。
- ・7地区と広く、各役員との年2回の懇談会を行っているが、充分とは言えない現状。
- ・自己研鑽に努める。
- ・自己研鑽に努める。
- ・課題全般について把握するのは難しい、少しずつ幅を広げる努力をしていくしかないと考える。
- ・更に研鑽に努めたい。

C=1人（橋本）

- ・時間が足りなく研鑽はしているが的確に把握していると言えない。スキルアップに努める。

**H30** 

A=11人（寺町、常通、正村、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、柴田）

- ・町民の意思やニーズを的確に把握することや、自らの能力を高めるための研鑽を常に行わなければならないと考える。

B=5人（広瀬、梶澤、猪野毛、中村、鈴木）

- ・自己研鑽に努めるのみ。
- ・先輩議員はそれなりに活動していると感じる。自分も追いつくべき行動を起こす。
- ・町民の意思の的確な把握に一層努めたい。
- ・新人としてのオリエンテーションが必要と思う。

[今後どのように取り組もうと考えるか]

・体験から学ぶことが大切と感じている。

(4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。

R1 

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(黒田)

・さらなる努力が必要。

H30 

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(猪野毛)

・ごみ処理問題に取り組んでいるが、今後も引き続き取り組んでいく。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱(平成24年3月30日制定)に基づき、議員研修を実施します。

・議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施したと考えるか。

R1 

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(立川)

・例年と比較し、研修の機会が少なかった。改選期でもあったので、議会サポーターの先生たちから改めて議会の役割、地方自治の根幹、一般質問の意義についてじっくりと学ぶ機会があつて良いと考える。R2年度は今年度よりも多く研修機会を設けてほしい。

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

・議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。

R1 ↓

A=11人(常通、柴田、橋本、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=4人(中田、立川、黒田、早苗)

- ・一期生対象の研修は定期的にあった方がよい。
- ・予期せぬ事態(新型コロナウイルス感染拡大防止策)のためフォーラムの開催がおこなえなかったことが一点。また、今年度おこなった高校生との意見交換会などから得た課題や、各委員会が取り組むテーマに沿った研修の機会などが次年度開催できればよいと考える。
- ・一期生による研修を自らで発案し、今後積極的に行っていく必要がある。
- ・不測の事態により開催できなかった研修会は次年度に延期する。

C=1人(寺町)

- ・今年度は新型コロナウイルス感染防止により計画を一部中止した。

H30 ↑

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

(議員の政治倫理)

**第7条** 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例(平成24年芽室町条例第33号)に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

・議員は、芽室町議会議員政治倫理条例に基づき、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったと考えるか。

R1 ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 →

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木)

E=1人(梅津)

- ・自分以外についての評価は事実が分からず評価不可。

・あなたは、町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することはなかったか。

R1 →

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 →

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

・各自、議員の政治倫理に則る以外になし。

### 第3章 町民と議会との関係 (町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

・議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保したかと考えるか。

**R1** ↓

A=14人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、鈴木、広瀬、西尾)

・より多様で幅広い町民が議会を身近に感じてもらえるよう情報公開・共有を徹底し、多くの町民が議会活動に参加する機会を今後も確保していくことが必要と考える。

B=2人(黒田、正村)

・意見交換の場や、モニター制度は充実しているが、議会の説明責任を十分に果たすという点に力点を置いた取り組みが必要。  
・委員会において議論を整理するために休憩を取ることがある。中継を見ている人にはなにが話されているのかわからないが、傍聴に来ている人はすべてをみている。休憩中も録画は止めずに中継したらよいと思う。

**H30** ⇔

A=14人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、早苗、中村、柴田、鈴木)

・より多様な住民が議会を身近に感じてもらえるよう情報公開・共有を徹底し、多くの町民が議会活動に参加する機会を今後も確保していくことが必要と考える。

B=2人(猪野毛、梅津)

・少数の参加はあるが、より多くの参加に向けて努力が必要。  
・これでいいとはならない。さらに先進地の実践に学び探求する。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会(以下「議会の諸会議」といいます。)の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

・議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有したと考えるか。

**R1** ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

**H30** ⇔

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(猪野毛)

・一部の町民は知ることが可能である（インターネットほか）が、多数にはまだ不可能。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

・議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。

**R1** 

A=9人（常通、柴田、寺町、立川、梶澤、渡辺、正村、鈴木、西尾）

・公聴会について事案無し。

B=5人（中田、黒田、中村、早苗、広瀬）

・参考人制度や公聴会制度について十分に活用出来ていないと考える。

・勉強会の中で積極的に話を聞くことはあったが、今後はさらに専門家の話を聞く機会を持つ必要がある。

・学識経験者等の専門性を議会の意思決定に生かしていくことが、大変重要である。

・公聴会は制度の研究が必要。

F=2人（橋本、堀切）

**H30** 

A=11人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、中野、猪野毛、早苗、柴田、鈴木）

・公聴会制度を必要としていない。

B=4人（広瀬、西尾、梅津、中村）

・公聴会制度は十分な活用、学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定反映は不足している。

・議会独自に法関係の学識経験者の活用が必用と考える。

・制度の研究が必要。

F=1人（渡辺）

4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

・議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。

**R1** 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

**H30** 

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

・議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。

**R1** ↑

A=15人（常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・いただいた意見を政策提案につなげていくためにはさらに深化が必要と考える。

B=1人（中田）

・意見交換会は実施しているが、政策提案するまで調査が進んでいない。

**H30** ↑

A=12人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、西尾、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=4人（高橋、立川、渡辺、中野、）

・意見を聴取したが政策提案には至っていない、

・政策提案には至らない。そこに目的意識を設けていないため議員間討議が十分ではなく〔総括〕で終えてしまっている。

・意見交換会は開催しているが、いただいた意見を政策提案につなげていくためにはさらに取組んでいく必要があると考える。

・明確な政策提案をしたとは言えない。

（議会広報の充実）

**第9条** 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

・議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知したと考えるか。

**R1** →

A=13人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、鈴木、西尾）

B=3人（早苗、正村、広瀬）

**H30** ↓

A=13人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=3人（広瀬、立川、猪野毛）

・町民が一番目にしやすい議会日より、議会 SNS における発信内容はより議会サイドからの見解を色濃くしてよいと考える。

・今後いろんな視点からさらなる努力する必要がある。

**2** 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

・議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。

**R1** ↓

A=13人（常通、柴田、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・タブレット使用についてはモニターさんからご意見をいただいている。意見交換会等では町民の方にも積極的に議員のタブレットを活用してもらおうなど（地図アプリを使って通学路の危険個所の確認など）、町費で貸与されている意義を再認識する必要がある。

B=3人(中田、橋本、早苗)

- ・多様な広報手段を活用して広報活動しているが多くの町民が関心を持っていないのは、まだ課題があると考えます。
- ・まだ改善の余地があると考えます。
- ・現在は情報の発信のみであり関心を持っていただけるような広報にはなっていない。町民アンケートを元に工夫が必要。

H30 

A=14人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、中村、柴田、鈴木)

B=2人(立川、早苗)

- ・例えば委員会の開催案内だけでなく、後刻でも良いので質疑内容や答弁内容、会議録のリンクを貼るなど、内容の工夫があると良い。
- ・現状は一方的な発信にとどまっております町民からの評価を頂く必要がある。

(議会白書、議会の自己評価)

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

- ・議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ったと考えるか。

R1 

A=15人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1人(黒田)

- ・町民の声が、いかにして町政に反映されているのかを伝えるプロセスが必要。

H30 

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(猪野毛)

- ・議会活動がよくわからない、見えないという声がある。もっと透明性に努める。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

- ・議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表したと考えるか。

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

- ・議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表したと考えるか。

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

H30-R1  客観的事実に基づくものであり評価項目としない

・議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めたか。

#### 第4章 町長等と議会との関係

##### (町長等と議会、議員の関係)

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

・町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営したと考えるか。

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

・議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R1 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

・あなたと町長等との質疑応答は、一問一答方式により、広く町政上の論点、争点を明確にしたと考えるか。

R1 

A=12人(常通、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=2人(黒田、中村)

・論点整理をして質問できるよう自らの努力はまだ必要。

・今後も、争点の明確化が重要と考える。

C=1人(中田)

・まだ未熟であり、質疑の手法について研鑽が必要。

F=1人（早苗）

H30 

A=13人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、中村、柴田、鈴木）

B=1人（早苗）

・争点の明確化が出来ていない。

E=1人（猪野毛）

・町長との対談が実現しなかった。

F=1人（広瀬）

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

・議員の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開したと考えるか。

R1 

A=11人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、堀切、中村、渡辺、正村、西尾）

・Aではあるが継続した一般質問スキルアップの研修は必要である。別海町議会では定例会ごとに講師を招き研修をおこなっているようだ。一般質問が議員や議会活動のすべてではないが、町政の課題発見、解決に導く論旨的思考を持つ個々のスキルアップには研修が必要だと考える。定例会の振り返りを通じて同僚の一般質問を議会の課題として継続調査をおこなっていくという意義も再度共通認識すべき。

B=5人（梶澤、黒田、早苗、鈴木、広瀬）

- ・政策論争まで達していないこともあった。
- ・討議という観点からいけば、まだまだ議論の深まりが足りない。より準備が必要。
- ・政策論争に至らず要望で終わることがある。
- ・諮問内容の調査等を十分に行い、政策論争を展開すべきである。
- ・議員は大局的な政策論争に努めるべき。細部にわたっての質問が多い。

H30 

A=13人（寺町、正村、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=3人（常通、広瀬、梶澤）

・自分としては、事前の勉強や情報収集が不足してたように感じたので、今後そのあたりを気を付けたい。

・質問に終始することなく、質の高い政策論議を目指さなければならない。

・あなたの一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。

R1 

A=8人（寺町、立川、堀切、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

・課題の共有、争点の明確化を図るために意識したが、さらに自己研鑽に努め、政策論争が展開できるようにしたい。

B=4人(橋本、梶澤、黒田、中村)

- ・事前の情報不足、現課との調整不足、勉強不足。自己研鑽し今後の課題としたい。
- ・自己研鑽に努める。
- ・論点を明確にし、政策議論をできるレベルになるよう自己研鑽に努める。
- ・一般質問等の政策論争は大変重要。調査研究の必要性を痛感している。

C=1人(中田)

- ・より良い政策論争を展開するにはまだ未熟であり手法について研鑽が必要。

F=3人(常通、柴田、早苗)

- ・早めに取り掛かる。

H30 ↑

A=8人(寺町、常通、正村、高橋、立川、中野、梅津、柴田)

B=5人(梶澤、渡辺、早苗、中村、鈴木)

- ・自己研鑽に努めるのみ。
- ・課題の共有、争点の明確化を図るために意識したが、さらに自らの能力を高め、政策論争が展開できるよう研鑽が必要と考える。
- ・政策を論じ合うところまでは至っていない。
- ・政策論争の展開に至っていない。「討議」による論争の意識の意識化に努めたい。
- ・政策論争するには、十分な調査・研究が必要である。

C=1人(西尾)

- ・一般質問はなかった。今後、政策論争をできる質問を出来れば。

D=1人(猪野毛)

- ・力不足のため実現できず、勉強して実現したい。

F=1人(広瀬)

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

- ・議員の一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたか考えるか。

R1 ↓

A=13人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、西尾)

B=3人(黒田、鈴木、広瀬)

- ・政策討論に至っていない場面もあった。論点の整理と、事前準備が必要。
- ・質問が通告の範囲を超える場合が、しばしばある。

H30



A=14人(寺町、常通、広瀬、正村、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(梶澤)

- ・自ら行った一般質問については、しっかりと振り返りを実践し次に繋げる。

F=1人(高橋)

- ・あなたの一般質問は、通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ることができたと考えるか。

R1



A=8人(寺町、立川、梶澤、堀切、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=5人(中田、橋本、黒田、中村、広瀬)

- ・討議の充実を図るには、研鑽が必要である。
- ・スキルアップあるのみ。
- ・論点をより明確に、わかりやすい議論を心掛ける必要がある。
- ・論点の明確化に努めたい。

F=3人(常通、柴田、早苗)

- ・早めに取り掛かる。

H30



A=10人(寺町、常通、正村、立川、渡辺、中野、梅津、早苗、柴田、鈴木)

B=2人(梶澤、中村)

- ・自己研鑽に努める。
- ・討議の充実が図れなかった。求めている論点の明確化が必要。

C=1人(西尾)

- ・一般質問はなかった。今後、政策論争をできる質問を出来れば。

E=1人(猪野毛、)

- ・力不足のため実現できず、勉強して実現したい。

F=2人(広瀬、高橋)

5 議員は、二代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

- ・議員は、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。

R1



A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30



A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）
・あなたは、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しなかったか。
<b>R1</b> ↑ A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）
<b>H30</b> ■ A=15人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木） F=1人（猪野毛）

6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員（以下「町長等執行機関の長等」といいます。）は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。

<b>H30-R1</b>   町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・議員の質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。
<b>H30-R1</b>   町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・あなたの質疑及び質問に対し、町長及び職員は、論点、争点を明確にするための反問をしたと考えるか。

7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

<b>H30-R1</b>   町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・議員の質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、町長等執行機関の長等は、議長又は委員長の許可を得て、反論したと考えるか。
<b>H30-R1</b>   町長等執行機関の長等の権利規定であり、評価項目としない
・あなたの質疑及び質問に対し、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論したか。

**（政策形成過程等）**

**第12条** 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施に関わる財源措置

(7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

・議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。

**R1** ↓

A=5人(寺町、堀切、渡辺、鈴木、西尾)

B=11人(常通、中田、柴田、橋本、立川、梶澤、黒田、中村、早苗、正村、広瀬)

- ・意識はしているが対応できなかった場面があった。しっかり意識づけを習慣づけたい。
- ・十分とは言えない。
- ・調査ではできているが本会議では消化不良の時がある。
- ・意識はしているが、経験不足、勉強不足。自己研鑽に努める。
- ・すべての調査において第12条に記載の論点を反映した質疑がおこなうことはできたとはいえない。何度も、議員間で確認することが大切である。
- ・7項目を意識した審議の定着。
- ・すべての審議が常に7項目すべてを満たした議論ができたと言われると足りない部分もあった。7項目を常に意識することが重要。
- ・更なる研鑽が必要である。
- ・常に7項目を意識する習慣が必要。

**H30** ↓

A=10人(寺町、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=6人(常通、広瀬、正村、梶澤、立川、梅津)

- ・意識をしているつもりでも頭から抜けることもあった。もっとしっかり意識して審議したい。
- ・政策を深掘りして議論することが十分にできていないのではないか。
- ・常に7項目を意識した習慣を身に付けなければならない。
- ・意識はしているがまだ十分に浸透していない。トレーニングが必要。7項目に沿った質疑用のシートを作成しその時の議論を可視化する工夫が必要かもしれない。
- ・調査・研鑽に努める。

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

・議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。

**R1** ↓

A=7人(寺町、梶澤、堀切、中村、渡辺、鈴木、西尾)

B=9人(常通、中田、柴田、橋本、立川、黒田、早苗、正村、広瀬)

- ・意識はしているが対応できなかった場面があった。しっかり意識づけを習慣づけたい
- ・十分とは言えない。
- ・近年、皆、財政問題（確保）の発言がある。私も含め判断を迷う場面もしばしばある。完璧は無理だが方法が？
- ・意識はしているが、経験不足、勉強不足。自己研鑽に努める。
- ・おおむね出来ていると考えるが向上の余地は十分にある。今後も議員同士確認しながら改善に努めたい。
- ・不足していた部分もある。自由討議などを通して執行後の分析をする必要がある。
- ・執行後を想定するとさらに争点が明確化できる。

H30 

A=13人（寺町、常通、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=3人（広瀬、正村、梅津）

- ・取り組んでいないというわけではないが、さらに充実させることができると思うのでBとした。
- ・調査・研鑽の精度を上げる。

（評価の実施）

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

- ・議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。

R1 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

H30 

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

- ・議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。

R1 

A=13人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=3人（立川、黒田、早苗）

- ・「議会としての評価」はおこなえていない。常任委員会単位でおこなえば良いのか、予算決算特別委員会でおこなえば良いのかも含め検討課題にしたい。今年度、決算審査後に提言をおこなった四日市市議会の取り組みも参考にしたい。
- ・決算審査ではある程度示せたと考えるが、より分かりやすく伝える場面があってもいい。

H30 

A=15人（寺町、常通、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=1人（広瀬）

**（議決事項の拡大）**

**第14条** 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画
- (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- (3) 芽室町庁舎建設基本計画
- (4) 芽室町都市計画マスタープラン

（文書質問）

**第15条** 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます

H30-R1 議員の権利規定であり、評価項目としない

・議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。

H30-R1 議員の権利規定であり、評価項目としない

・あなたは、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行ったか。

2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

・議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表したか。

R1 ↑

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

F=1人（梶澤）

H30 →

A=4人（渡辺、西尾、柴田、鈴木）

・一般質問で解決しているのでは。必ずしも行わなければ、というものではない。

E=1人（猪野毛）

・活用したか不明。有効活用すべし。

F=11人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、中野、梅津、早苗、中村）

3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会議事条例（平成24年芽室町条例第32号。以下「会議条例」といいます。）で定めます。

・文書質問について必要な事項は、芽室町議会議事条例で定めたか。

第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

・議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

**R1** ↑

A=11人(中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=5人(常通、黒田、中村、早苗、広瀬)

- ・取り組んではいるが議員相互の討議を中心にとまでは言えないと感じる。議員間討議を意識して発言する。
- ・討議の場面がもう少し多くてもいい。
- ・ミーティングのあり方の検討も必要。
- ・自由に討議する場を増やす。

**H30** →

A=10人(寺町、正村、梶澤、高橋、渡辺、猪野毛、梅津、中村、柴田、鈴木)

B=6人(常通、広瀬、立川、西尾、中野、早苗)

- ・ミーティングからの脱却を目指せるようにミーティングの討議を形づける。
- ・ミーティングに依存しすぎている。公開で討議が出来るよう推し進めるべき。
- ・分からない。
- ・ミーティングでは出来ているが委員会では不足している。
- ・会議終了後の振り返りを慣例化し、論点の整理を行うことが必要。

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

**R1** ↓

A=13人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、西尾)

B=3人(黒田、早苗、広瀬)

- ・議員間での討議の場面がもう少し多くてもいい。
- ・活発とは言い難い現状ではある。委員会等では調査案件の事前確認を行い論点の洗い出しをするなど討議を活発化する工夫が必要。

**H30** →

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(立川)

- ・委員会調査後の議員間討議が足りていない。

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

- ・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

**R1** 

A=14人(常通、中田、柴田、橋本、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

E=1人(立川)

- ・事例はなかったが、その準備はできている。

F=1人(寺町)

**H30** 

A=14人(常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(猪野毛)

- ・必要であれば積極的に活用すべし。

F=1人(寺町)

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

- ・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

**R1** 

A=14人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=2人(黒田、早苗)

- ・討議の場面がもう少し多くてもいい。
- ・議員個々の意見を述べ合う討議時間を設ける。

**H30** 

A=12人(寺町、常通、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=3人(広瀬、立川、猪野毛)

- ・議員間討議のスキルは向上している。引き続き研鑽が必要。
- ・町民に対する説明責任が十分か確認が取れていない。

E=1人(梅津)

・案件により、議会独自に法関係学識経験者の活用が必要と考える。

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

・議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

**R1** 

A=14人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

・今のスタイルが良い。

B=1人(黒田)

・討議を十分に行う時間的余裕が少ない。

F=1人(早苗)

**H30** 

A=12人(常通、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

C=1人(中野)

・課題解決に向け、意見書等を出そうという意識を強くするため、話し合いをする場を設ける。

D=1人(立川)

・議員提案の事例もなく、そのことを意識した取り組みを行っていない。

F=2人(寺町、広瀬)

・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

**R1** 

A=12人(常通、柴田、寺町、立川、梶澤、堀切、中村、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

・「まるごと給食」に関して意見書提出。

B=2人(中田、黒田)

・未熟の為、議論を尽くしきれていない。

・更なる自己研鑽が必要。

D=1人(橋本)

・自己研鑽に努める。

F=1人(早苗)

**H30** 

A=9人(常通、正村、高橋、渡辺、西尾、梅津、早苗、中村、柴田)

B=2人(立川、鈴木)

・抽出事項の総括を行う過程で、これは政策提言出来るのではないかと個人的には納得できるものが出来上がったと考えたが、取り組みを始めるにあたり「政策提言ありきではない」との意見もあった。目標を定める位置を「政策提言」におけば、もっと議論を深めることが出来たのではないかと悔やまれる。

C=2人（中野、猪野毛）

- ・意見書を出すことの重要性について話し合う。
- ・勉強不足、議員経験不足のため出せなかった。今後は前向きに取り組みます。

F=3人（寺町、広瀬、梶澤）

- ・自己研鑽に努める。

#### （議員政策討論会の開催）

**第17条** 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

・議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。

**R1** ↓

B=5人（柴田、早苗、鈴木、広瀬、西尾）

- ・今、取り組んでいる手法が良い。熱度が増せば結果が出てくる。
- ・共通認識を深める討論会を、もっと多く開催したい。

C=3人（中田、梶澤、黒田）

- ・能力向上の討論会はなかった。
- ・政策討論会は現時点では開催されていない。今後、開催に向けた取り組みが重要。
- ・各委員会での自由討議はあったが、全体での政策討論会は開催されていない。

D=2人（渡辺、正村）

- ・議会として共通認識を深め、政策形成能力の向上を図るためには、調査の途中経過や1年のまとめを討議できる場が必要。政策討論会開催に向けて積極的に取り組む必要があると考える。
- ・抽出事業は調査期間の設定が委員会ごとに異なる。調査期間を2年としたため討論会を設定できなかったが、年度の途中でも他委員会と進捗について意見交換する機会を設定したらさらに視野を広げることができたかもしれない。

E=1人（立川）

- ・おこなえていないが必要性については共通認識を持っていると考える。また、そこに向けた取り組みをおこなっている。

F=5人（常通、橋本、寺町、堀切、中村）

- ・どのタイミングで政策討論会を開催するのかの（委員会毎の）共通認識が必要と感じた。

**H30** ↓

A=1人（西尾）

B=5人（広瀬、高橋、猪野毛、早苗、柴田）

- ・課題に取り組んだが、政策討論会開催までにはならなかった。

- ・必要であれば開催すべし。
- ・両委員会が積極的に進めること。
- ・政策形成は当然であるが、委員会ごとの各課への意見書・提言書もあり、積極的に行うべき。

C=1人（梶澤）

- ・政策討論会までは至っていないが、今後、町が抱える大きな課題については実践していく必要がある。

D=3人（常通、立川、鈴木）

- ・今年は開催していない。各常任委員会でも調査の結果なので致し方無いのかもしれない。
- ・政策提言に向けた意識の欠如。全員協議会が議運の決定事項の確認の場ではなくもっと有効に全議員による自由闊達な意見交換の場にすべき。そのような機会があったのに議長が取り組まれなかったのは残念。

F=6人（寺町、正村、渡辺、中野、梅津、中村）

- ・議会としての共通認識、政策形成能力の向上を図るためには、政策サイクルにあるように、調査の途中経過や1年のまとめとして、政策討論会は開催しなければならないものとして取り組んでいく必要があると考える。
- ・政策課題の共有化、討議の場としては重要である。課題の精選も必要。

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

## 第6章 適正な議会機能

### （適正な議会費の確立）

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

- ・議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指したか。

R1 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

H30 

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

- ・議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保したか。

R1 

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（立川）

- ・事務局機能強化のための予算が必要ではないか。（人員配置、事務局職員の研修機会等）

H30 

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

B=1人(立川)

・政務調査費の必要性について検討しても良いと考える。

3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。

・議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表したか。

**R1** 

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

**H30** 

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

(議長、副議長志願者の所信表明)

**第19条** 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

・議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けたか。

**R1** -

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H28-**H30** | 評価項目としない

(附属機関の設置)

**第20条** 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

・議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置したか。(参考)設置済み機関：平成24年～議会改革諮問会議。令和元年度は設置していない。

**R1** 

F=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

**H30** 

A=13人(広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木)

F=3人(寺町、常通、梅津)

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

H30-**R1** | すでに条例規定しているため、評価項目としない

・附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めたか。

#### (調査機関の設置)

**第 21 条** 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

・議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第 100 条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置したか。(参考) 令和元年度は設置していない。

**R1** 

F=16 人 (常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

**H30** 

F=16 人 (寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

・必要が考えられる場合、設置を考えれば良い(研修も可)。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

・議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えたか。(参考) 令和元年度は設置していないため議員を構成員として加える必要はなかった。

**R1** 

F=16 人 (常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

**H30** 

F=16 人 (寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

#### (議会事務局の体制整備)

**第 22 条** 議会は、法第 138 条第 2 項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

・議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。

**R1** 

A=14 人 (常通、中田、橋本、寺町、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

B=1 人 (柴田)

・安定した 4 人の確保 (正職員が望ましい)。

C=1 人 (立川)

・政策立案能力向上に必要な事務局職員の研修機会、事務局機能維持に必要な人員配置がおこなえているかどうか、再度検討の余地がある。特に事務局職員の任命権行使のために町長とどのような協議をおこなったのが不明。

H30 

A=13人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、鈴木）

B=3人（梅津、中村、柴田）

- ・事務局職員を正職員で構成すべきと考える。（現人数を確保のうえ）
- ・人的な部分において事務局の強化が必要。
- ・5人体制が必要。町長に。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

H30-R1 議長が事務局の職員人事に関し、任免権を行使し、町長と協議したかどうかは他議員からは評価しづらいため評価項目としない

・議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議したと考えるか。

#### （議会図書室の充実）

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

・議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。

R1 

A=9人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、堀切、渡辺、正村、鈴木）

B=6人（梶澤、黒田、中村、早苗、広瀬、西尾）

- ・新庁舎供用後に向けた機能整備。
- ・タブレットを活用しての電子図書室は、とても役に立つ。今後さらなる充実に向けて検討する。
- ・新刊図書の紹介などの事例はあった。新庁舎建設を契機に充実が求められる。
- ・タブレットではOK。庁舎移転してから。

C=1人（立川）

・機能強化は「新庁舎が供用されてから改めておこなう」となってからは、控え室にある議会図書室への関心度が薄れたように感じている。

H30 

A=10人（常通、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、柴田、鈴木）

・議会図書室については新庁舎建設に向け協議されていく。機能という観点では、電子図書室によって充実・強化されている。

B=5人（寺町、広瀬、梅津、早苗、中村）

- ・庁舎新設に合わせて検討する。
- ・新庁舎建設に対応し、充実を図る。

- ・蔵書等の管理規定を定めることが必要。
- ・新庁舎建設に合わせ、継続的に図書室機能の研究を行う。

C=1人（立川）

- ・議員は電子図書室の活用ができていますが、町民に対しての議会図書室機能が十分ではないと考える。議会図書室についての周知があっても良いのではないかと。

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

- ・議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。

**R1** ↓

A=4人（橋本、寺町、梶澤、渡辺）

- ・町民に対する議会図書室機能のあり方については役場庁舎建設と合わせてさらに検討が必要と考える。

B=5人（柴田、中村、鈴木、広瀬、西尾）

- ・電子図書で解決できるのでは。
- ・町民の利用については、今後の議論が必要。
- ・利用のしやすさがない。知ってもらわなければならない。
- ・新庁舎になってから。

C=4人（中田、立川、黒田、正村）

- ・（上記の理由から）今年度は傍聴人やモニターさんなどの町民への周知活動が足りていなかったと考える。
- ・町民が利用するには、工夫が必要である。
- ・新庁舎建設時に強化すべく検討を進める。
- ・町民や町長等が図書室を利用する場面が想像できない。聞かれば答えるという姿勢でよいと思う。

E=3人（常通、堀切、早苗）

- ・町民の方に気兼ねなく利用してもらえるように周知する。
- ・実際に町民、町長等が利用しているかはわからない。議会図書室は図書の量が少ないので、電子図書室を誰でも閲覧できると良いと考える。
- ・利用実績が不明だが図書資料は自由に閲覧できる体制にはなっている。

**H30** ↑

A=10人（寺町、常通、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、早苗、柴田、鈴木）

- ・図書機能については議員はタブレットがあるから強化されていると考えるが、町民に対する議会図書室機能のあり方については役場庁舎建設と合わせてさらに検討が必要と考える。
- ・タブレットを主に活用でも良い。

B=3人（猪野毛、梅津、中村）

- ・町民の方から、利用したとの声はほとんど聞こえない。
- ・新庁舎建設に対応し充実を図る。

- ・新庁舎建設に合わせ、利用面からの継続的な研究が必要。

C=2人（広瀬、立川）

- ・周知がなされていない。

E=1人（正村）

- ・iPad導入後、電子図書室という言葉を使って議会図書室については整理してきたが、議員以外が利用することは物理的に難しいと思う。利用した実績がないので評価できない。

**（議会改革及び活性化の推進）**

**第24条** 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

- ・議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたか考えるか。

**R1** 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

**H30** 

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

- ・議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議したか考えるか。

**R1** 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

**H30** 

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

- ・議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったか考えるか。

**R1** 

A=11人（常通、柴田、寺町、梶澤、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、広瀬、西尾）

- ・視察にきた四日市市議会とのWSは新鮮な刺激だった。幕別町議会の視察対応もその延長線にあると思うが、機会があれば全議員でも対応できるとよいと思う。

B=4人（中田、立川、黒田、鈴木）

- ・視察対応で研究等行ったかは不明。
- ・本町に視察に来ていただく他自治体議会との意見交換はおこなわれたが、芽室町議会が課題をもって他自治体との交流や連携などをおこなったとは言い難い。
- ・交流はあったが、研究までは至っていない。

・他の自治体議会との交流はあっても、調査、研究に至っていない。

F=1人（橋本）

H30 

A=14人（寺町、常通、広瀬、梶澤、高橋、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

D=1人（立川）

・事務局レベルではあったかもしれないが、議会が率先してそのような取り組みを行ってはいない。議運は先進地調査も行っていないが町民の利益のためには行うべき。

E=1人（正村）

・他自治体議会との交流が思いつかない。

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

・議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行ったかと考えるか。

R1 

A=10人（常通、柴田、梶澤、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

B=1人（立川）

・外部からの専門的知見を活用する機会を増やしたい。

F=5人（中田、橋本、寺町、黒田、堀切）

H30 

A=15人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

・議選監査委員に関して行った。

・議選監査委員存置についての調査を行えたと考える。

E=1人（猪野毛）

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

・議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。

R1 

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

H30 

A=15人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

B=1人（猪野毛）

・モニター会議に関する議論がほとんどないという意見が数名からあった。

(災害対応)

**第 25 条** 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

<p>・ 議会は、災害時に町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行ったと考えるか。</p> <p><b>R1</b> </p> <p>A=12 人 (常通、中田、柴田、梶澤、黒田、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾) B=1 人 (立川)</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策については議会 BCP に基づいた体制が取れているが、通常の災害とは異なり、収束の時期が見えず対策本部設置期間が長期化していく状況下では各議員に寄せられた町民の声を事務局を通じて執行機関に届けているだけでよいのかという疑問も持っている。</p> <p>F=3 人 (橋本、寺町、堀切)</p>
<p><b>H30</b> </p> <p>A=14 人 (常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、渡辺、西尾、猪野毛、中野、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木) B=1 人 (立川)</p> <p>・ 9 月 6 日発災した胆振東部地震後、通信環境が十分ではない中、事務局から情報を得られたのは BCP の成果と考える。ただし必要な要請を行うか否かを協議する場は設けなかった。また町の検証結果報告に関わる調査は所管委員会だけではなく、合同委員会で調査にあたるべきではなかったか。</p> <p>F=1 人 (寺町)</p>

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

<p><b>H30-R1</b> 「議会災害時対応基本計画」を策定済みのため評価項目としない</p>
<p>・ 必要な事項は、議長が別に定めたと考えるか。</p>

**第 7 章 会議の運営**

(通年議会)

**第 26 条** 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

<p><b>H30-R1</b> 既に通年議会を運用しているため評価項目としない</p>
<p>・ 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期の通年化を運営できたと考えるか。</p>

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

<p><b>H30-R1</b> 既に「議会議事条例」を規定・運用しているため評価項目としない</p>
<p>・ 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めたと考えるか。</p>

(議会運営の原則)

第27条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

・議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行ったと考えるか。

R1 ↑

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 →

A=15人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木)

D=1人(梅津)

・陳情は基本的に住民の声。秘密会の場合はその根拠明示が少なくとも議員全員に対して必要と考える。

2 議会は、芽室町議会傍聴条例(平成24年芽室町条例第34号)に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

・議会は、芽室町議会傍聴条例に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行ったかと考えるか。

R1 →

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

・Aではあるが、休憩中に報告書を作成し委員間で確認するなどの場面では、傍聴人には資料が行き渡らず、配慮が必要なケースもあった。

H30 ↑

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

・議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明したと考えるか。

R1 →

A=16人(常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾)

H30 ↑

A=16人(寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木)

第8章 議員定数・報酬等

(議員定数)

第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16人とします。

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

H27-H30 現在、定数・報酬改正に関する協議等が行われていない評価項目としない

3 議員定数の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

#### (報酬等)

第29条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」といいます。）は、別に条例で定めます。

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期すため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

H27-R1 現在、定数・報酬改正に関する協議等が行われていない評価項目としない

・報酬等の改正に当たり、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用したと考えるか。

4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

### 第9章 最高規範性及び見直し手続き

#### (最高規範性)

第30条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を順守します。

・議会及び議員は、議会基本条例を順守したと考えるか。

R1 ↑

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

H30 →

A=15人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木）

E=1人（梅津）

・秘密会、陳情の扱いに関して、共通認識を図る。

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

・議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断したと考えるか。

R1 ↑

A=16人（常通、中田、柴田、橋本、寺町、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

H30 ↓

A=15人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、早苗、中村、柴田、鈴木）

E=1人（梅津）

- ・秘密会、陳情の扱いに関して、共通認識を図る。

（検証及び見直し手続）

第31条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

- ・議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表したと考えるか。

**R1** ↓

A=15人（常通、中田、柴田、橋本、立川、梶澤、黒田、堀切、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

F=1人（寺町）

**H30** ■

A=16人（寺町、常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいと、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

- ・議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたいと、この条例の改正を含めて適切な措置を講じたと考えるか。

**R1** ↓

A=14人（常通、中田、柴田、橋本、立川、梶澤、黒田、中村、早苗、渡辺、正村、鈴木、広瀬、西尾）

E=1人（堀切）

- ・平成30年度の検証に参加していないのでわからない。

F=1人（寺町）

**H30** ■

A=15人（常通、広瀬、正村、梶澤、高橋、立川、渡辺、西尾、中野、猪野毛、梅津、早苗、中村、柴田、鈴木）

F=1人（寺町）

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

（芽室町議会の議員の定数を定める条例の廃止）

2 芽室町議会の議員の定数を定める条例（平成14年芽室町条例第48号）は廃止します。

（議会事務局設置条例の廃止）

3 議会事務局設置条例（昭和33年芽室町条例第8号）は廃止します。

（芽室町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止）

4 芽室町議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年芽室町条例第 3 号）は廃止します。

（芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止）

5 芽室町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 23 年芽室町条例第 14 号）は廃止します。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 44 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 32 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 22 号）

この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する

## 6. R1 茅室町議会活性化計画主要事業取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要4項目 】

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条) ⇒ C 実行・継続  
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出) ⇒ B 実行・継続  
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))  
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを進めます。
- 3 議員間討議 (自由討議) の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条) ⇒ C 実行・継続  
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。
- 4 外部評価手法を確立する (議会基本条例 第24条) ⇒ B 実行・継続  
→ 議会活動を広く共有するとともに住民による評価から活動の改善を図ります

## (参考) H30 芽室町議会活性化計画主要事業取組評価

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

### 【 主要3項目 】

- 1 議会政策形成サイクルの進化 (議会基本条例 第2条(2)、第12条、第13条) ⇒ C 実行・継続  
→ 政策立案に至るプロセスの強化と見える化を図ります。
- 2 町民との意見交換会の深化と充実 (多様な住民参加機会の創出) ⇒ B 実行・継続  
(議会基本条例 第4条(2)、第8条(1・5))  
→ 多様な世代、立場の住民がまちづくりに関わる「場」創りを進めます。
- 3 議員間討議 (自由討議) の強化 (議会基本条例 第3条(3)、第5条(2)、第16条) ⇒ B 実行・継続  
→ 議論を集約し政策立案へ繋ぐためファシリテーション力と対話力向上を図ります。

## 7. R1 芽室町議会実行計画評価

### (1) 政策課題

#### (総務経済常任委員会)

##### ①町内における人手不足の状況と対策

- ・本町では、高齢者増加の一方で若年層減による労働力不足が予想される。現状と今後の支援の在り方や具体的支援に関するR1年度調査研究を行う。

#### (厚生文教常任委員会)

##### ①公立芽室病院の地域における役割の明確化

- ・全国的な医師不足や患者数の減少により医療提供体制の維持が極めて厳しい状況下で、持続可能な病院経営を目指すために、果たすべき今後の役割を明確にし、町民にとって真に必要な病院となるための課題調査を行う。

##### ②地域の特色を活かしたコミュニティスクール

- ・地域の教育力を活かした学校づくりとともに、地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進に向けた調査・提言を行う。

## 進捗工程表

達成時期：R3年3月

所管委員会：総務経済常任委員会

施策（事業）名：町内における労働力不足の状況と対策

### 【現状】

- 農業だけでなく、製造業、飲食業、福祉関係においても人材不足である。
- 今後さらに労働力不足が懸念される。

### 【目指す姿(目標)】

- 少子高齢化の進展があっても町内労働力不足を招かない

### 【課題・政策】

- 農業、製造業、町内事業者の現状把握
- 労働力不足解消につながる政策の洗い出し
- 

### [取組内容]

- ・本町では、高齢者が増加する一方で若年層が減少し、労働力不足による影響が予想される。労働力不足に対してどのような対応をしているのか、町内の現状を探り、今後の支援の在り方や具体的支援を調査研究する。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握		←→	関係者との勉強会						
調査			← →	町の関係事業調査					
課題抽出				←→	関係者との意見交換				
政策提言				3月					

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	商工会、農協（労働支援課）、町（東工業団地関係）と意見交換・勉強会を通じ、町内企業等の労働不足実態把握を行った。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	次年度は、R元年度に得た情報から、委員会としての課題解決（案）をまとめ、政策討論会を経て議会としての政策案を整理する。町の関係事業を調査（事業評価・実行計画）し、政策案をもとに、政策提言に繋げていく。 [達成時期：R3年3月]									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：未定

所管委員会：厚生文教常任委員会

施策（事業）名：公立芽室病院の地域における役割の明確化

### 【現状】

- 医療提供体制維持が困難
- 複数年に渡る資金不足などの経営状況

### 【目指す姿(目標)】

- 地域の将来を見据え、町民にとって必要な医療を提供できる病院
- 持続可能な経営

### 【課題・政策】

- 町民への徹底した情報提供と理解を得るための取り組み
- 院内・庁内での情報共有
- 患者確保策（送迎バス・診療科の維持確保）
- 医療スタッフ確保策
- 空き病棟の利活用法

### 【取組内容】

- ・公立芽室病院は、医療・介護・保健・福祉を継続的・一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の拠点として、地域住民の暮らしを守る活動を行っているが、全国的な医師不足や患者数の減少により医療提供体制の維持が極めて厳しい状況である。持続可能な病院経営を目指すために、**同院が果たすべき今後の役割を明確にし、町民にとって真に必要な病院となること**が課題である。

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握	← 委員会調査 →								
先進地調査		10月 先進事例調査							

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:完了

進捗状況	先進地事例調査を行い、公民一丸となった経営改革・休床した病棟の活用事例から公立病院の地域における役割の明確化議論に繋げた									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>公立芽室病院は病床の機能変更や、急性期の標榜を返上するなど地域に求められる役割を果たすための取り組みに着手してきたことがこれまでの調査によって明らかになっている。アドバイザーやコンサルの導入など、先進事例や外部からの専門的知見を活用しながら改革推進に取り組んでいる。また、地域巡回により住民との対話の場を持つなど、住民理解を得るための取り組みもおこなわれており、委員会が課題として掲げ調査に臨んできたことが今年度の病院の取り組みに反映されていると認められる。また、一般会計からの繰り入れにより、複数年に渡っていた資金不足も解消されつつある。</p> <p>令和元年度においては特に提言すべき内容はないと考え、令和2年度は抽出事項としての調査を継続する必要はないと判断するが、引き続き四半期ごとの経営状況についての報告を求め、3次改定された公立芽室病院新・改革プランならびに令和2年度アクションプランの進捗状況について調査を実施していくこととする。</p>									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：未定

所管委員会：厚生文教常任委員会

施策（事業）名：地域の特色を生かしたコミュニティスクール

### 【現状】

- 町が描こうとしているCSのビジョンが不明
- 各地域における仕組みが確立されていない

### 【目指す姿(目標)】

- 地域が全体で子どもを育む体制の構築

### 【課題・政策】

- 町民の理解と協力を得るための広報手段
- 誰もが参加しやすいボランティアの仕組みづくり
- 行政が描くビジョンとそれを実現するための強力なイニシアティブ

### 【取組内容】

- ・「コミュニティスクール」に関わる、関係者（学校・地域・保護者・行政）が十分な共通認識に立ち、地域の教育力を活かした学校づくりとともに、地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりの推進を図る。

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実態把握	←	→							
	委員会調査								
先進地調査		10月 先進事例調査							

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	先進地事例調査を行い、地域住民の協力が得やすい環境整備、地域と学校をつなぐコーディネーターの存在が必要不可欠と確認した									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>教育委員会は「地域学校協働本部」等の整備をおこない、町民活動支援センターの協力を得ながら各団体との意見交換会をおこない、地域おこし協力隊員の雇用、中学校区ごとのコーディネーター配置など、CS推進に必要な体制整備を進め、令和2年度からの本格的活動開始に備えてきた。しかし本年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議の開催や学校との協議が進まない状況にある。体制が整備できたとしても、それを運営していくための地域などの理解や協力、芽室町に根付いた活動になるかなど、その中身が重要である。</p> <p>令和2年度からは、芽室町ジモト大学事業推進など関係する事業も進められることから、当委員会としては、引き続き本事業を注視していく必要があると考え、令和2年度も抽出事業として継続調査を行うこととする。</p>									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## (2) 活性化策

### ①議会運営の基本理念・基本方針とR1活性化事項評価総括

#### 【1】芽室町議会の運営の基本理念－「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現

■R1 評価 → 令和元年度は、これまでの議会活動を「通年議会の利点を活かしていたか」「持続可能な活動となっていたか」「活動を通じての成果は十分か」の視点で振り返り、議会活動を真に住民福祉向上につなげるため「実のある改革」を進めることとしてきた。従前の「現状から目指す姿」へと課題解決を進める発想から、「あるべき姿から解決策」を考えるバックキャストिंगの思考を導入し、「議会基本条例の具現化」はもとより「政策立案に至るプロセスの見える化」「議会活動への住民参加と課題共有」のため、4年間の具体的な常任委員会・議会運営の実行目標を年次計画化した『議会実行計画』を、議会活性化計画書に採り入れた。

議会運営では10項目の活性化策の検討・実施に取り組んできた。活性化策について、前年度からの積み残し事項6項目中、「議会図書室機能の整備」は図書室公開・保管等の管理ルール、新庁舎供用後の運用に向け、令和2年度に策定を進める。「町民意見の協議経過の明確化」「情報提供と説明の充実」は、「議会モニター制度の機能拡充」において、モニター会議のテーマをより自分事として関心を持っていただけるよう設定と参加方法の改善を行った。加えて、次年度の公募に向け「無作為抽出」手法の採用準備を進めた。「町民との意見交換会の改善」は、町内小中学校の6つのPTAで保護者・教員の68人が参加した意見交換からの意見集約、課題抽出から常任委員会での議論へ繋げ、早期に意見に対する回答を行った。次年度は住民評価の結果などから、より良い手法を検討する。「ICTの継続的な活用」は、議会HPの課題調査を行い、HP更新とクラウドシステムへの移行に向け準備を進め、併せて議会ICT推進計画の見直しを行った。「外部評価手法の確立」は、『議会の活動全般に関する認識度を高める』『議会に関心を持つ町民層を増やす』の2点を目的に、『アンケート方式』の評価手法を中心に検討し実施した。また、これまで規定がなかった「議会白書」策定について要領の検討・作成を行った。

## 【2】 芽室町議会の6つの基本方針

### 1 開かれた議会

■R1 評価 → 議会だよりを毎月発行（計112ページ）し、議会ホームページへの掲載、全会議の会議記録等の公開とインターネット中継及びSNS（フェイスブック・ライン・ツイッター）を活用し、引き続き情報公開・共有に努めた。議会傍聴者数は、総計259人で、内訳として本会議は130人（H30/117人、H29/114人、H28/117人、H27/197人）、全員協議会10人、委員会119人であった。ホットボイスが寄せられた件数は0件（H30/0件、H29/6件、H28/17件、H27/6件）であった。議会報告と町民（PTA・高校生）との意見交換会を全10回開催し、PTAは68人、高校生は155人で合計223人の参加があった。団体との意見交換会は3回、その他勉強会を3回、合計6回開催した（総務経済常任委員会1回（勉強会2回）、厚生文教常任委員会2回（勉強会1回）（H30/1団体、H29/6団体、H28/3団体、H27/7団体）。意見・提案については、各常任委員会で議員間討議から所管事務調査に活用するなど、町政に反映させるべく協議を行った。

### 2 公平・公正、透明な議会運営

■R1 評価 → 3件の陳情案件についてすべて公開し委員会を開催し、辞退の1名を除く2名には参考人として招致し質疑を行った。他会議については、すべて公開し透明性を確保するとともに、委員会ミーティングの積極的活用を行い、議員同士が自由かつ達な議論の展開を心がけ議会運営を行っている。議員の自己評価にもあるように、全員協議会の政策討論会には開催に至らなかったことは、反省点でもあり、各委員会での議論のさらなる充実が課題である。

### 3 適切な行政の監視と評価

■R1 評価 → 議決事項の拡大の案件は浮上しなかった。町の第5期芽室町総合計画がスタートした年であり、総合計画との整合性に注視しつつ令和2年度予算審査を行った。

### 4 町民本位の政策立案と提言

■R1 評価 → 議案の調査・審議については、議員同士の自由かつ達な議論の展開には、依然として課題を残しつつも、議会政策形成サイクルの運用により、各常任委員会で所管事務調査を進め、2つの常任委員会からそれぞれ1件ずつの政策提言を行った。

## 5 議会力、議員力の強化

■R1 評価 → 町民意思の把握・住民参加の場となっている議会報告と町民との意見交換会は、全14回（うち3回は勉強会）開催し、276人の参加があった。内訳として「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の6つのPTAで実施し、保護者・教員の68人が参加した。4年目となる町内高校生との意見交換では、芽室高校からは生徒16人が参加し全校アンケートからの意見交換を開催。白樺学園高校（包括連携協議事業）では1年生全クラス139人の生徒が参加して「議会体験」から議会の仕組みを学ぶ取組みを行った。常任委員会と団体との意見交換会においては6団体（うち3団体は勉強会）と開催し、各委員会の政策課題を中心に意見を交わした。（H30/1団体、H29/8団体、H28/3団体、H27/7団体）。残念ながら、全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、予定していた議会フォーラムは注視となったが、さらに、町民の意見・提案を起点とした議会政策形成サイクルの深化と充実のため、議会サポーター等の協力と議員研修や議会フォーラムを重ねながら、議会力、議員力の強化を目指す必要がある。

## 6 継続的な議会改革の推進

■R1 評価 → 議員改選の年であったが、議会基本条例・議会活性化計画・議員研修計画等を基に引き続き議会改革・活性化に取り組んだ。その中で、新たに、あるべき姿から解決策へと導く『バックキャスティング』の視点を取り入れた「議会実行計画」を作成し、議会・委員会が取り組む課題や目的の一層の見える化を進めた。また、議会・委員会運営を外部評価として議会活性化の機能強化・住民参加などが評価され、5年連続で議会改革度全国1位（早稲田大学マニフェスト研究所）となった。

### 【3】 6つの基本方針を踏まえた具体的な取り組み

#### 1 開かれた議会

##### (1) 町民に分かりやすい議会

##### (ア) 議会からの情報発信

■R1 評価 → 会期の通年化により、定例会議13日間、臨時会議を5日間開会した。各常任委員会の所管事務調査、先進事務調査についても機動的に調査を行った。全会議を公開、全会議の会議記録を公表、全会議をインターネット中継・録

画し、年間で 12,392 件のアクセス数があった（H30 は 11,848 件）。導入から 4 年目となるタブレット端末機の活用が進み、すべての会議の議案等、資料の電子化とペーパーレス化を継続し、会議・意見交換・議員活動で活用を広げた。

(イ) 議決結果と賛否の公表

■R1 評価 → 議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任は自己評価の結果、一定の達成をしているといえる（第 8 条：A=14 人 B=2 人）。

(2) 町民が参加する議会

(ア) 議会報告と町民との意見交換会の開催

■R1 評価 → R1 議会報告と町民との意見交換会では、各常任委員会から所管事務調査中の内容を議員自ら作成したパワーポイント資料等を活用して報告、説明し、ワークショップも取り入れ、意見・提案を聴取した。町民の意思を把握し住民参加の機会となる議会報告と町民との意見交換会は、全 14 回（うち 3 回は勉強会）開催し、276 人の参加があった。内訳として「多様な世代の住民参加の促進」を目的に町内小中学校の 6 つの P T A で実施し、保護者・教員の 68 人が参加した。4 年目となる町内高校生との意見交換では、芽室高校全校生徒のアンケートから、新聞局・生徒会執行部生徒 16 人が参加し、現状と課題分析から、目的実現までのプロセスをどうするべきか、議員と意見交換を開催。白樺学園高校（包括連携協議事業）では 1 年生全クラス 139 人の生徒が参加して、議場等を利用して「議会体験」から議会の仕組みを学んだ。常任委員会と団体との意見交換会においては 6 団体（うち 3 団体は勉強会）と開催し、各委員会の政策課題を中心に意見を交わした。（H30/1 団体、H29/8 団体、H28/3 団体、H27/7 団体）。意見・提案については、各常任委員会で所管事務調査を行い、町政に反映させるべく活動を行い、PTA には 2 月末をもって報告を送付した。

(イ) 団体との意見交換会の開催

■R1 評価 → 改選後、新たな任期のスタートであり、所管委員会調査事項 3 件を中心に、6 団体（うち 3 団体は勉強会）との意見交換会を開催した。

(ウ) 公聴会制度の活用

■R1 評価 → 開催を要する案件がなかったことから、制度活用の実績は無かった。

(エ) 常任委員会での参考人制度の充実・強化

■R1 評価 → 厚生文教常任委員会で2人(2回)を招致した。※1人は招へいするも都合により辞退。

(オ) 附属機関の設置

■R1 評価 → 新規の諮問事項がなかったことから、議会改革諮問会議の設置は見送った。

(カ) 議会モニターの設置

■R1 評価 → 議会モニター定員を20人として、委員を委嘱した(R1.8.6)。モニター会議を2回開催、183項目の意見・提案を受けた(R2.4.30現在)。継続的にワークショップ活用した意見交換を展開するとともに、1回目の会議意見からテーマを集約し、第2回目には各モニターが自分でテーマを選んで議論に参加するなど、会議開催手法に工夫を加えた。

2 公平・公正、透明な議会運営

(1) 公平・公正な議会運営

(ア) 審議会等委員への就任辞退(実施済)

■R1 評価 → 全ての審議会等委員を辞退している

(イ) 公平・公正な委員等の選任

■R1 評価 → 予算決算審査特別委員会で、議長を除く15人を公平・公正に選任した。

(2) 議会運営の透明化

(ア) 正・副議長選挙の立候補制導入

■R1 評価 → H27年度の初議会において初実施した。(R2年度 初議会でも実施予定)

(イ) 委員会・審議会等の資料開示

■R1 評価 → 委員会・審議会等の開催日程含め、議案等に対する議決結果及び議員個々の賛否結果を、議会ホームページ及び議会だよりで公表した。議員個々の議案等に対する賛否の重要性や説明責任を一定程度果たした。

3 適切な行政の監視と評価

(1) 適正な行政運営と緊張関係の確保

(ア) 政策提案の説明開示

■R1 評価 → 全員が『7項目』を意識して会議を取り進める」こと、「委員会室内に『7項目』を掲示・表示する」など継続して改善に取り組んできているが、議員個々の議会基本条例第12条の評価結果では、前々年度に続き、更に厳しい自己評価が見られた（A=10人→5人 B=6人→11人）。

(イ) 反問権・反論権の付与

■R1 評価 → 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全議員が3月定例会議での質問見送りを行った影響から、一般質問者は、20人（H30/24人、H29/26人、H28/23人、H27/34人）、質問項目数は26項目（H30/32項目 H29/41項目、H28/36項目、H27/57項目）であった。改選期最初の年であることも影響し、一般質問した議員は12人と前年より2人増え、しなかった議員は4人である。反問権の行使は無かった。

(ウ) 全員協議会と常任委員会のあり方の明確化

■R1 評価 → 特に問題となるような不規則発言やヤジなどは見られなかった。議員間討議のグラドルールを設定し、机に掲示するなどして常に意識をして議論するよう、引き付き全議員が心掛けてきた。

(2) 監視機能の充実・強化

(ア) 文書質問制度の導入

■R1 評価 → 1人、2件に文書質問があった。質問・答弁内容は議会ホームページ、議会だよりで速やかに公開した。

(イ) 議決事項の拡大

■R1 評価 → 追加すべき事項はなかった。

(ウ) 通年議会制度の実施

■R1 評価 → 令和元年5月の初議会から令和2年年4月までの間、定例会議を13日間、臨時会議を5日間開会し、通年議会が定着している。新たな任期・委員会構成の中「議会実行計画」に盛り込む政策課題の抽出から調査・提言に向けて精力的に活動を継続した。

4 町民本位の政策立案と提言

(1) 政策形成サイクルの確立

(ア) 議員間の自由討議による合意形成

■R1 評価 →ミーティングは積極的に活用された。本会議での自由討議の実績はなかったが、各委員会では調査の最後に必要に応じて自由討議を採り入れ、議員同士で質疑を行い、意見を述べ合う議員間討議も多く見られたが、一方で議論が深化しない状況が多かった。議会基本条例の自己評価でも低調な結果となった（第3条：A=9人、B=6人）。

(イ) 政策討論会の実施

■R1 評価 → 全員協議会での政策討論会は開催に至らず反省点となっている。各委員会における政策形成サイクル抽出事業の調査、課題整理において、ミーティングの積極的活用、活発な議論もあり、委員会での議員同士の質疑においては意見を述べ合うケースも見られるが、結論に集約するまでに至っていない。また議会基本条例の自己評価でも低調な結果とともに課題に関する意見が多かった。

(ウ) 専門的知見の活用

■R1 評価 → 法に基づく専門的知見の活用はなかったが、北大公共政策大学院との包括連携協定に基づく研修や、外部講師による研修等を通じてアドバイスをいただいた。

(2) 立法機能の充実・強化

(ア) 議員・委員会による条例提案の推進

■R1 評価 → 議員及び委員会提案による条例提案などは皆無であった。

5 議会力、議員力の強化

(1) 議会機能の強化

(ア) 議員研修会の充実

■R1 評価 → 令和元年度研修計画（予算額 400 千円）を策定し、新型コロナウイルス感染拡大の影響から議会フォーラムは中止としたが、議長会主催、町との共催、常任委員会専門研修を含め 9 回開催した。全議員が研修要綱に基づきレポートを作成した。

(イ) 議会費の確保

■R1 評価 → 議会費に対する地方交付税額相当額を情報提供しなかった。令和元年度は予算額 11,853,000 千円に対し 87,799 千円の計上で 0.74%となった。

(2) 議員の資質向上

(ア) 政務活動費の適正な執行と公開

■R1 評価 → 検討しなかった。

(イ) 議会図書室の充実と有効活用

■R1 評価 → 電子図書室の整備により議員の利用面では継続して機能強化を進めてきている。一方で、町民等の利用を含む議会図書室の公開・保管等の管理ルールは、新庁舎供用後の図書室運用に向け、情報収集から次年度での整理をしていく。併せて電子図書室データの管理ルールも検討していく。

(ウ) 議員の政治倫理の確立

■R1 評価 → 議会基本条例第7条に関する自己評価では、順守したとの結果となった。

6 継続的な議会改革の推進

(1) 議会のあり方調査研究

(ア) 議会モニターの設置（再掲）

■R1 評価 → 議会モニター定員を20人として、委員を委嘱した(R1.8.6)。モニター会議を2回開催、183項目の意見・提案を受けた(R2.4.30現在)。継続的にワークショップ活用した意見交換を展開するとともに、1回目の会議意見からテーマを集約し、第2回目には各モニターが自分でテーマを選んで議論に参加するなど、会議開催手法に工夫を加えた。

(イ) 議会の制度検討

■R1 評価 → 特に制度検討する事案がなかった。

(ウ) 議会改革諮問会議（附属機関）の設置等（再掲）

■R1 評価 → 新規の諮問事項がなかったことから、議会改革諮問会議の設置は見送った。

(2) 事務局体制の充実・強化

(ア) 事務局によるサポート体制の強化

■R1 評価 → 特に研修計画等を策定しなかったが、人事異動時のレクチャー、目標管理等に基づき業務を遂行した。

## ② R1 活性化策 10 事項への取組評価

### 進捗工程表

達成時期: R2 年 10 月

所管委員会: 議会運営委員会

施策(事業)名: R1 活性化策 1. 議会図書室機能の整備

#### 【現状】

- 議会図書室の規定がない
- 電子図書室のデータ管理規定がない

#### 【目指す姿(目標)】

- 利用しやすい議会図書室となる
- 限りあるクラウド容量を効果的に活用する

#### 【課題・政策】

- 管理(購入・導入、貸出、廃棄等)の明確化
- 町の「電子文書管理規定」の整備方向と連動した管理ルール整備

#### [取組内容]

- ①新庁舎供用後の図書室運用に向け、電子図書の位置づけ、文書・図書の管理ルール等を規定した「(仮)議会図書室管理要領」を策定する。
- ②電子図書室データの管理ルールを検討する。

#### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
他事例研究			←→						
案策定・協議			←→						
管理規定整備				10月					

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	他議会の事例調査にとどまる。									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	令和2年度、新庁舎への移転・議会図書室の共用開始までには、規定の策定を完了する。									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策2. 町民意見の協議経過の明確化

### 【現状】

○町民が、議会の結論（結果）に至るまでの経過・理由が分からない。

### 【目指す姿（目標）】

●町民自らの意見が、どのように協議されているのか知ることができる。

### 【課題・政策】

➤ いつの意見が、いつ議会で協議・調査されているか、住民参加ツールごとに経過を明確にする。

### 【取組内容】

・意見交換等で出された意見等、議会内での協議経過から政策形成に至る過程を「見える化」する手法を検討・試行する。

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
議会だよりの「追跡！一般質問」の継続									
「明確化」手法の検討									

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	議会だよりの「追跡！一般質問のその後」は継続したが、別手法・手段の具体的な検討には至らなかった。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	「議会モニター制度の機能拡充」と「町民との意見交換会の改善」に関しては、新たな手法を導入するなど、一定の工夫を行った。 R2年度に実施する住民評価（アンケート）から得られる結果から、より良い手段を検討していく。[達成時期：R3年3月]									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2年5月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策3. 情報提供と説明の充実

### 【現状】

- 町の予算のサイクル等が町民に分かりづらい
- 議会活動に対する町民の認識度が低い

### 【目指す姿(目標)】

- 町民の視野を広げより深い議論ができる
- 議会の基本を知ってもらい、議会と交流できる

### 【課題・政策】

- 議会活動・情報をよりの確・効果的に町民へ提供するための手法・手段の工夫・改善

### 【取組内容】

- ①「7. 外部評価手法の確立」と連動し、評価を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。
- ②「6. 町民との意見交換会の改善」と連動し、多様な住民参加の促進を通じて議会活動の情報公開と住民との共有を行う。

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
外部評価手法の検討	→								
町民との意見交換会の改善検討	→								
効果的な情報提供手法・手段の検討	→								

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価手法（無作為抽出・アンケート）の実施に向けた検討、PTAとの意見交換の意見に対する回答・報告方法の改善検討、意見に対する常任委員会内での対応協議を行い、年度内にまとめて各PTAに回答を送付した。</li> <li>・情報提供手法・手段に絞り込んだ詳細な議論には至らなかった。</li> <li>・町民活動支援センターまつりにおいて議会活動紹介をする予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。</li> </ul>										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考	今後、実施する住民アンケート結果をもとに、情報提供手法・手段の具体的な検討を行う。[達成時期：R3年3月]										

[R2年度評価]

進捗状況											
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考											

[R3年度評価]

進捗状況											
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考											

[R4年度評価]

進捗状況											
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考											

## 進捗工程表

達成時期：R2年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策4. ICTの継続的な活用

[取組内容]

・議会ホームページ強化に向けた検討を行う。

### 【現状】

- ページ更新の一部を外部に作業委託
- 特定のアプリによる議会中継視聴
- 中継動画単独での視聴

### 【目指す姿(目標)】

- 情報の検索性・即時性が高く必要な情報が入手しやすいHP
- 審議内容が分かりやすいHP

### 【課題・政策】

- 完全CMS化により更新の即時性を向上する
- 議会中継・HP運用システムを更新し動画と議案を同時に視聴できるようにする

[工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現行のHPの課題整理		→							
HPの改善方向の整理		→							

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	・今年度は、現行の議会HPの課題調査を行い、結果として、現行の単独運用の将来性とコスト面で、町HP同様のクラウドへの移行がCMSシステムの活用、運用コスト面で有利との判断をした。									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	・R2年度には、R3年度予算措置に向けて、議員及び議会モニターアンケートによる現行HPの改善点の整理、CMS移行ページ確定等を行う。 [達成時期：R3年12月]									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2年6月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策5. 議会モニター制度の機能拡充

### 【現状】

- モニター候補者の固定化
- モニター意見の議会内での議論経過が見えない

### 【目指す姿(目標)】

- 町民の議会に対する理解が広がる
- モニター自身がより課題意識を持って主体的・積極的に会議に参加する

### 【課題・政策】

- 潜在的な関心層を掘り起こす
- 会議に主体的に臨めるような手法の改善

### 【取組内容】

- ①モニター公募方法の改善（無作為抽出など）を検討し、試行する。
- ②モニター会議の開催手法（テーマ設定、ファシリテータの設置等）の改善を検討する。

### 【工程詳細】

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
無作為抽出を含むモニター選考のあり方を検討			→						
モニター会議のテーマ設定・会議手法の検討			→						

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民アンケートの実施に向けた検討の中で、併せて、議会に関心を持つ人に「モニター候補」として手を挙げてもらうための「無策抽出」によるモニター選考方法を検討し、実施準備を行った。</li> <li>・第1回モニター会議で出された意見を分類し、その中から第2回会議テーマとするもの数点を抽出。第2回会議では、モニター自身が関心のある事項を議論のテーマとして開催した。</li> </ul>									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<p>R2年度実施予定の第3回会議では、第2回会議で議論テーマとして事項に対する委員会の調査経過・結果を報告する。報告後の会議進行のあり方は、4月以降検討する。</p> <p>次年度の会議進行、テーマのあり方などは、モニターの意見を参考として改善に繋げていく。[達成時期：R2年6月]</p>									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2年3月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策6. 町民との意見交換会の改善

### 【現状】

- 意見交換を通じて、町民の真の課題を引き出せていない。
- 意見交換グループ内の情報共有ができていない

### 【目指す姿(目標)】

- 町民意見の背景・理由を掘り起こす対話ができる。

### 【課題・政策】

- 会議のメンバー、テーマ等に適した会議形式を採用し実施する
- 会議進行手法の改善する

### [取組内容]

- ・真の情報共有を進め住民参加を促進することを目的として、これまで実施してきた住民参加手法の検証と新たな手法の検討を行う。
- (※7. 外部評価手法の確立と連動し、住民評価の結果を参考として実施する。)

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民参加ツールの実施にあたっての課題検討		→							
住民参加ツールの課題改善手法の検討		→							

[R元年度評価] ⇒ 未達成・継続

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA との意見交換の実施にあたり、意見集約、課題抽出から常任委員会での議論へ繋げ、意見に対する回答としてまとめた。</li> <li>・第1回モニター会議で出された意見を分類し、その中から第2回会議テーマとするもの数点を抽出。第2回会議では、モニター自身が関心のある事項を議論のテーマとして開催した。</li> </ul>									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民意見の背景にある課題を細分化し、課題のポイントを明確化していく。</li> <li>・R2年度は、住民評価の結果から、より良い意見交換の姿、あり方を協議していく。[達成時期：R3年3月]</li> </ul>									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2年5月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策7. 外部評価手法の確立

### 【現状】

○議会活動評価が議員自己評価にとどまってお  
り適正かつ公正な評価となっているのか

### 【目指す姿(目標)】

●議会基本条例の基本理念に則った議会活動  
を継続する

### 【課題・政策】

➤ 客観的（第三者）評価手法を確立する

### [取組内容]

・住民から見える「議会活動の評価」手法を確立し、  
今年度の議会活動実績評価からの試行を目指す。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
住民評価手法の検討			→						

[R元年度評価] ⇒ 概ね達成:継続

進捗状況	<p>・住民評価の検討の中で、2つのパターンを提案してきた。その中で、今年度は「議会の活動全般に関する認識度を高める」「議会に関心を持つ町民層を増やす」の2点を目的に、「アンケート方式」の評価手法について中心的に検討した。                  結果として、町民700人を対象とした無作為抽出によるアンケートを、4月から5月にかけて実施し、アンケート結果は、次年度の議会活性化計画の議論に反映する。</p>										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考	<p>・評価議論の中で「議会基本条例に基づく議会活動について」の客観的評価手法については、引き続き、次年度において検討することとした。 [達成時期: R3年3月]</p>										

[R2年度評価]

進捗状況											
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考											

[R3年度評価]

進捗状況											
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考											

[R4年度評価]

進捗状況											
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他	
備考											

## 進捗工程表

達成時期：R2 年 4 月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策 8. 議会白書作成ルール の策定

### 【現状】

○議会白書の作成ルールが無い

### 【目指す姿(目標)】

●一定の質と量を備えた議会活動情報が公開される

### 【課題・政策】

- 白書の「目的」「発行責任者」「構成や内容」を定める
- 白書の「発行時期」「作成過程」を明確にする

### [取組内容]

- ・議会基本条例第10条第4項の規定に基づき、議会白書策定のルールを定める。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現行白書の課題点と他事例の情報収集	→								
議会白書作成要領案の検討と決定	→								

[R元年度評価] ⇒ 達成:完了

進捗状況	・現行の議会白書の構成を基本として、他自治体議会の事例を参考にし、要領案を検討、決定した。[R2年3月12日全協決定]									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	議会白書は、横書き・A4縦を基本として、読みやすい文字（ユニバーサルデザイン）で調製する。 また、毎年発行する「概要版」と、4年の議員任期の活動を網羅した「任期版」、「完全版」を必要に応じて発行する。									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2年4月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策9. 議会活性化・政策形成のあり方検討

### 【現状】

○議会の政策課題（抽出事業）の議論プロセスが住民から見えにくい・共有されていない。

### 【目指す姿（目標）】

- 政策立案に至るプロセスの見える化
- 議会活動への住民参加促進と課題の共有

### 【課題・政策】

- 議会が持つ政策課題（特に、常任委員会の抽出事業）と議論経過を住民と共有できるツールの運用

### [取組内容]

- ・議会の取組みの「見える化」を図るため、従前の議会活性化策に加え、各委員会の政策課題を一元的にマネジメントする手段を検討・確立する。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
（仮）議会実行計画のあり方の検討			→						
政策課題・活性化策目的の見える化手法の検討			→						

[R元年度評価] ⇒ **目標達成:継続**

進捗状況	・従来の議会活動を振り返り、通年議会の利点を活かし住民と成果を共有するための議会活性化・政策形成のあり方を検討し、「あるべき姿から解決策へ」と導く「バックキャスト」の考え方による『議会実行計画』と、政策課題・活性化策の見える化を目的とした『進捗工程表』を作成した。									
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	今後は、政策課題・議会活性化策を一元的にまとめた議会活性化計画を運用していく。[達成時期：R2年4月]									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A 目標達成	B 概ね達成	C 未達成	D 未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

## 進捗工程表

達成時期：R2 年 4 月

所管委員会：議会運営委員会

施策（事業）名：R1 活性化策 10. クールビズの期間拡張の検討

### 【現状】

○気候変動等に伴い庁舎内の執務環境の変化が激しい

### 【目指す姿(目標)】

●快適な執務環境と効率的な公務が実現

### 【課題・政策】

- 町の「軽装推奨月間」との関係調整
- 議会・委員会における服装規律との調整

### [取組内容]

- ・近年の気候変動等による執務環境の変化に対し、環境改善方策として、クールビズ期間の拡張について検討する。

### [工程詳細]

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		備考
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
現行制度と町の「軽装推奨月間」内容の確認		→							
今後の制度検討		→							

[R元年度評価] ⇒ 達成:完了

進捗状況	・町が当面、試行として行う「軽装推奨月間（5月・10月）」の動向、新庁舎移転後の執務環境の変化（執務環境の集約化、空調の改善など）を考慮し、当面はクールビズの拡張を行わず、町の「軽装推奨」に合わせていくこととした。 [R2年2月20日全協決定]									
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考	※「軽装推奨月間」：気候が不安定な春・秋に、日々の温度や湿度に応じて、職員個々が職場環境に応じた適切なコンディションで勤務することにより、能率的・効率的な公務の遂行に寄与することを目的として試行するもの。									

[R2年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R3年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										

[R4年度評価]

進捗状況										
達成評価	A目標達成	B概ね達成	C未達成	D未着手	進行管理	完了	継続	見直し	取止め・廃止	その他
備考										



Manifesto Awards

2014 マニフェスト大賞最優秀成果賞



[政策提案する議会へ]

北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail [g-shomu@memuro.net](mailto:g-shomu@memuro.net)

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813